

災害時  
の

---

**ソーシャルワークを学ぶためのコンテンツ**  
学びを深めるための 15 のアクティビティ

---

# 目次

## はじめに

### 第1章 序章

1. 人権につながる福祉の支援
2. 災害対策基本法に位置づけられる福祉的な視点
3. 平成30年7月豪雨災害における岡山県社協の取り組み
4. 本書の活用方法

Activity 01. あたりまえと配慮 災害と人権

Activity 02. たいせつなもの 当事者性をはぐくむ

### 第2章 人の理解と人へのはたらきかけ

1. 人々の生活と暮らし
2. 生活をはかるものさし
3. 被災者がおかれる状況
4. 被災者の心理と行動
5. 個人へのかかわり

Activity 03. わたしのせいかつと暮らし 自己と他者の理解

Activity 04. わたしのこころ 影響されるこころ

Activity 05. はなす・きく・みる・ふれる コミュニケーション手法

Activity 06. 聞く・聴く・訊く かかわり行動とかかわり技法

### 第3章 環境の理解と環境へのはたらきかけ

1. 被災者の居住環境と変化
2. 被災者の人的環境と変化
3. ネットワーキング
4. 社会資源の調整・開発とコーディネーション
5. アドボカシー

Activity 07. いごこちと空間 安全と安心

Activity 08. 大切なつながり ソーシャル・サポート

Activity 09. つながりの可視化 ソーシャル・サポート・ネットワーク

Activity 10. わたしを満たすあれこれ 社会資源のひろがり

## 第4章 災害時のソーシャルワークの視点

1. ICFの視点
2. ジェネラルな視点
3. ソーシャルワーク実践レベルの視点
4. ソーシャルアクションの視点
5. 災害ケースマネジメントの視点

Activity 11. できること・していること・できないこと ストレングス

Activity 12. 背景因子へのはたらきかけ 人と環境の相互作用関係

## 第5章 ソーシャルワーク機能の強化に向けて

1. 地域コミュニティと連動した被災者支援
2. 地域福祉の基盤づくりに向けた連携と協働の視点
3. 支援チームの形成と維持
4. スーパービジョン機能の発揮
5. 4つのニーズを捉える力の獲得

Activity 13. エンジェルさん リーダーシップ（相互影響関係）

## おわりに

（参考）災害時のソーシャルワーク機能強化研修

Activity 14. 成長につながるふりかえり 経験から学ぶ方法

Activity 15. 災害時のソーシャルワーク実践に向けて 発信

## はじめに

平成 30 年 7 月 5 日から 7 日にかけて岡山県を襲った記録的な大雨は、甚大な浸水被害を引き起こしました。災害関連死も含め 95 名もの方々のかけがえのない命が失われ、今もなお 3 名の方が行方不明となっています。

このような中、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会は、平成 30 年 10 月 1 日に、岡山県から「被災者見守り・相談支援事業に係る市町村支援業務」の委託を受け、「岡山県くらし復興サポートセンター」を設置し、被災者の見守りや生活支援及び相談活動を行う市町村の後方支援に取り組んできました。これらの取り組みの結果、被災した方々はそれぞれの生活再建に向かっていることがうかがえます。

しかしながら、被災した方々や被災した地域の住民が、被災前とまったく同じ生活を取り戻せるわけではありません。応急的な修理だけの罹災住家で長期間生活しており健康面への影響が懸念される世帯、死別等で家族構成や関係が変化し安定した生活を営むことが困難になった世帯、度重なる転居などによる認知機能の低下やアルコール依存など新たな課題が生じた世帯、起こっています。

また、かけがえのない存在を失った方々は、この 4 年 8 か月の間、さまざまな感情との間を行ったり来たりして、揺れ動きながらも、いまだ深い悲しみの中にいらっしゃいます。一方、様々な事情により、支援を望まない個人や世帯もいらっしゃいます。

それでも、このような状況に置かれていても、助け合いや支え合いといった人と人とのかけがえの、日々の暮らしに安心感や幸福感をもたらしてくれることを実感してきました。また、生活を立て直すことと同時に悲しみも喜びも分かち合える関係を紡ぎなおすことが、災害という不幸な出来事に見舞われた地域に豊かさを取り戻すことなのだ学びました。

そして、支援に関わる人々が「心を合わせ」「目線を合わせ」「力を合わせる」こと、これが私たちの連携・協働のあり方だと、言葉にすることができました。

発災から約 5 年が経過しようとしていますが、住み慣れた地域または新たな地域での生活は落ち着きつつあるものの、さまざまな事情から身体的・精神的・経済的に課題を抱え今後も継続的な支援を要する状況におかれている方がいらっしゃ

います。このような中、「被災者見守り・相談支援事業に係る市町村業務」は、令和5年度をもって一旦区切りを迎えます。

このことに伴って、災害時の支援から平常時の支援へと切れ目ない支援を行う体制の整備が課題となります。これまでも、専門職と非専門職という立場の違い、重視する価値観、支援対象としてとらえるのか地域住民としてのかかわりなのか、など支援の方法が異なっていたことから、多様な分野・領域の人々が十分な情報交換や意思疎通を行うことは容易ではありませんでした。時には、支援に支障をきたすこともありました。

背景には、支援にかかわる人々の間に共通言語がないこと、があるのではないかと考え、支援者間の相互理解や連携・協働関係づくりのためのチームビルディングと互いの支援経験から学び合うこと大切に、支援者同士も助け合い支え合いながら活動してきました。この過程を通して、共通言語をもつこともできました。

引き続き世帯まるごとの支援をするために、これまで連携・協働してきた支援者とこれから連携・協働していく支援者とが、支援の考え方やアプローチなどを互いに理解し、目線を合わせながら支援の共通基盤をつくることが求められています。

そこで、災害時の支援と平常時の支援をつなぐために、これまで重ねてきた学び合いの内容を「ソーシャルワークを学ぶためのコンテンツ～学びを深めるための15のアクティビティ」としてまとめることしました。

本書は、平成30年7月豪雨災害において、岡山県内で行われた「被災者見守り・相談支援等事業」を中心とした被災者支援の実際をソーシャルワークの理念・手法等に置き換えて整理したものです。各コンテンツの有用性を高めるため、令和4年に開催した「被災者生活支援従事者研修：災害時のソーシャルワーク機能強化研修」で用い、研修にご参加いただいた皆さまのふりかえりシートの内容などを踏まえ、本書の執筆を続けてきました。

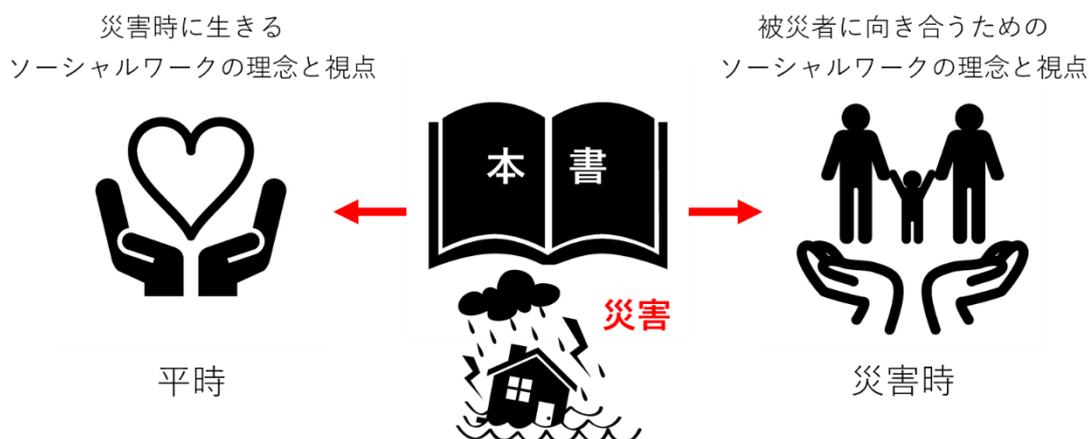
岡山県内で繰り広げられた多様な被災者支援の展開は、本書では到底納まる内容ではありませんが、発災から4年8か月の長きにわたり行われてきた被災者支援の一部の要素が整理できたものと思います。

今後も支援を要する人が、適切なタイミングで必要な支援を受け、ご自身が望む暮らしを営めることを願っています。その人々に寄り添う私たち自身が、支援のあり方やかかわり方をふりかえり、より良いものとしていくための拠り所として、本書を活用いただけますと幸いです。

## 本書の活用方法

本書は、岡山県くらし復興サポートセンターが取り組んできた倉敷市及び総社市への支援活動を行う中で得られた各種の知見や被災者支援に携わっていただいた関係者の皆さまから寄せられた知識を基に「災害時のソーシャルワーク」を学ぶためのツールとしてまとめたものです。

主に社会福祉協議会が行う平時からの地域を基盤としたソーシャルワークの展開と各種の地域資源の開発や調整機能等の社協機能を踏まえ、平時から災害被災者の支援活動のソーシャルワークの視点と展開を学び、災害発生時に円滑な被災者支援を展開することを目的に作成したものです。



平時のソーシャルワークの視点や展開が災害時にも活かせることを事前に学ぶほか、災害発生時に緊急的に配置された被災者支援にあたる皆さまにとっても、被災者支援の視点と展開を簡潔に学ぶことができるように作成しています。

災害に備えて平時から学ぶツールとして、災害時には基礎的な学びを得るツールとしてご活用ください。

- 本書の作成にあたって、「被災者見守り・相談支援等事業」で配置された生活支援相談員はじめ事業受託団体である社会福祉協議会の支援力の向上のため、これまでご尽力いただいた方々に厚くお礼申し上げます。
- 岡山県くらし復興サポートセンター アドバイザーである 篠原辰二さん（一般社団法人 Wellbe Design 理事長）からご指導いただきながら話し合いを重ね、本書を完成させることができました。また、研修やスーパービジョンを通して、知識的にも技術的にも精神的にも、センターの職員を支えていただきました。

---

# 第1章 序章

---

## 1. 人権につながる福祉の支援

人権とは人が人らしく、自分が自分らしく生きること、存在することを認められる権利であり、年齢や性別を問わず、どこで暮らしていても、事件や事故、災害に遭っても守りあわなければならない大切なものです。

しかし、私たちの生活の場面ではしばしば人権が脅かされる状況が発生します。自由にできないもどかしさやくやしさを抱えること、幸せになることや何かを手にすること、夢や希望をあきらめること、考えることをする時間や知識が得られず必要としているものにアクセスしにくいことなども多いのではないのでしょうか。

人権は1948年に国連で採択された「世界人権宣言」により世界共通の考え方として示され、それ以前に制定された日本国憲法にも「国民主権」「平和主義」と並び、3原則のひとつとして「基本的人権の尊重」が位置付けられています。世界人権宣言と日本国憲法に共通していえるのは、人権は国が保障するだけでなく、私たち一人ひとりが努力し保持することが重要であるという点です。

### 日本国憲法

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 世界人権宣言

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

*All human beings are born free and equal in dignity and rights. They are endowed with reason and conscience and should act towards one another in a spirit of brotherhood.*

一方、福祉には、人がより良く生きることを可能にするための方法（ウェルフェア welfare）と、人がより良く生きることを目的とする（ウェルビーイング well-being）の二つの意味が込められています。前者は福祉サービスやサービスを提供する専門職、サービスを運用するための法制度や施設などがイメージできるでしょう。後者はまさに人権に通じる考え方です。世界保健機構（WHO）憲章の前文には、「健康・幸福」について、肉体的・精神的・社会的、全てにおいて満たされた状態のことであると示されていますし、日本国憲法においても「幸福追求権」という大切な理念が位置付けられています。福祉は幸福そのものを意味し、同時に幸福をかなえるための手段であると捉えることができます。

#### 日本国憲法

第13条 *すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。*

#### WHO 憲章（前文）

*健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。*

*Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.*

私たちは「福祉」により人々の健康と幸福を獲得できるように支援しますが、災害の影響を受けた全ての人々の人権を最大限に尊重し、その人が自分らしい生活を獲得できるように働きかけていくという人権を尊重したスタンスは忘れてはなりません。また、被災した方々が、その人らしい人生を再び歩み始めることができるよう、「福祉」に欠ける状態を見極め、必要な「福祉の方法」を可能な限り拡大していく技術を高めていくことが大切です。

本書では、災害に遭った人々の最大限の幸福の追求を目指し、法律や制度による最低限の生活保障を中心とした支援策だけでは獲得できない、一人ひとりの人権や福祉につながる主観的幸福感の獲得に向けた支援のあり方を「ソーシャルワーク」と位置づけて学びます。

#### 日本国憲法

第25条 *すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
二 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。*

## 社会福祉法

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

## 地方自治法

第1条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

## 教育基本法（前文）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

### 第11条 基本的人権の尊重

個人への福祉      社会との福祉



13条 幸福追求権



25条 生存権

### 日本国憲法

### 第1条 社会福祉の増進 利益の保護      地域における福祉



社会福祉事業の実施

### 社会福祉法

### 第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を、自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。



### 地方自治法

### 前文

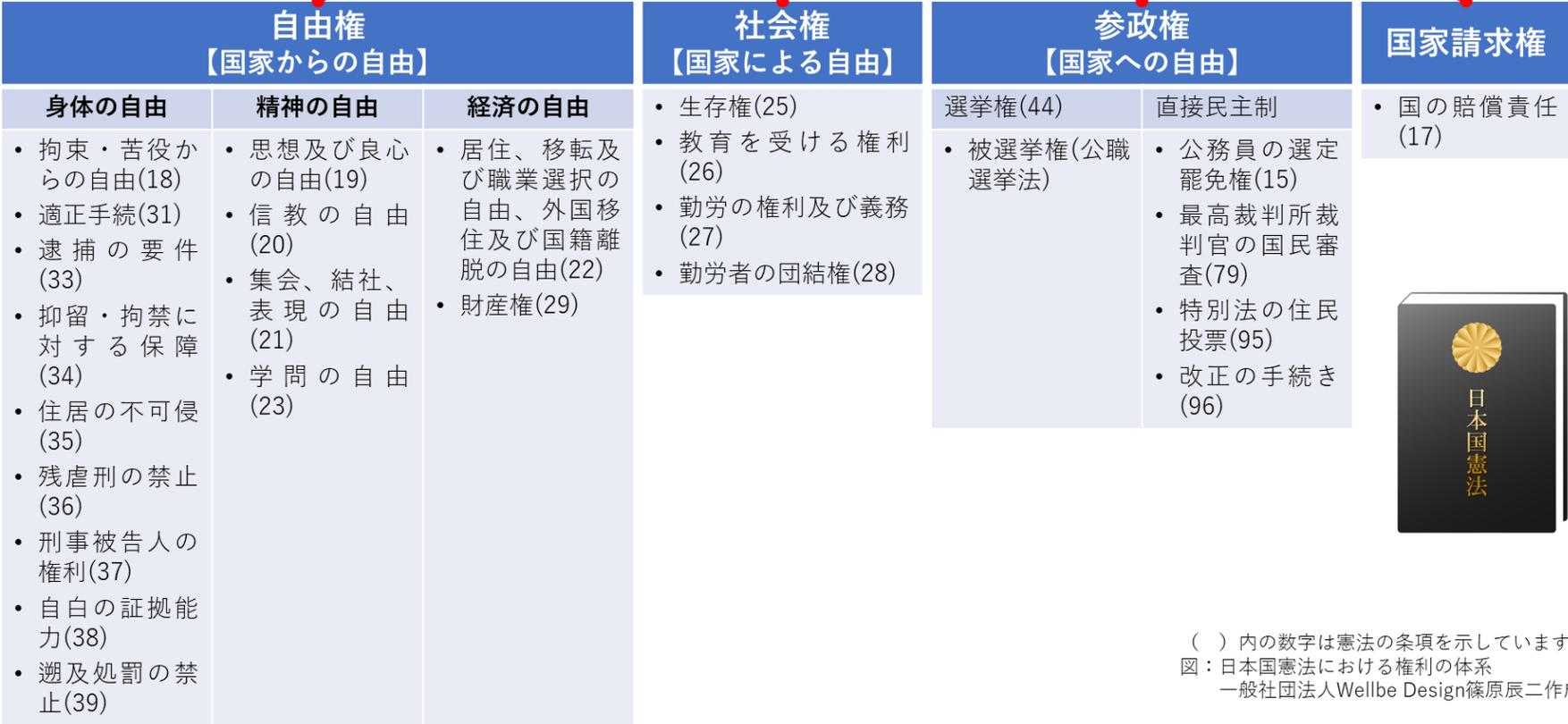
我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。



### 教育基本法

**三原則**  
 国民主権(1) 平和主義(9) 基本的人権の尊重(11)

**権利の根幹となる理念**  
 自由・権利の保持(12) 幸福追求権(13) 法の下での平等(14) 両性の平等(24)



( ) 内の数字は憲法の条項を示しています  
 図：日本国憲法における権利の体系  
 一般社団法人Wellbe Design篠原辰二作成

## 2. 災害対策基本法に位置づけられる福祉的な視点

5,000名を超える死者・行方不明者をもたらした伊勢湾台風を契機として1959年に制定された災害対策基本法は、災害対策の根幹をなす法律として位置づけられており、生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に役立てるための法律です。

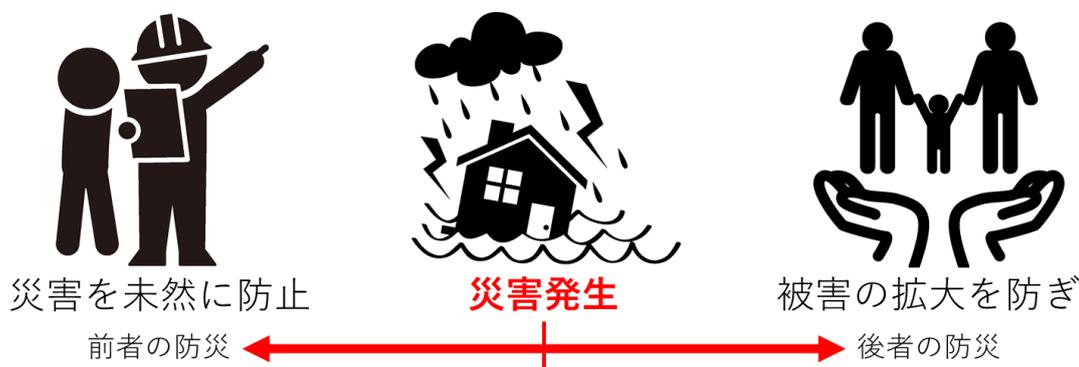
災害対策基本法で用いる「防災」には2つの異なるフェーズによってその取り組みが異なります。私たちの多くがイメージする「防災」は、治水や耐震など構造物を強固なものにすることや防災計画の策定や避難訓練を通し、被害が甚大にならないように事前の備えをするものではないでしょうか。防災の1つめのフェーズは災害が発生する前の「未然防止」であることは確かです。その一方、2つ目のフェーズは災害が発生した後に行われる被害の「拡大防止」につながる支援と復旧を目指すものです。明確な文言の記載はないものの、生活環境の早期回復や肉体的、精神的、社会的な回復といった福祉的な視点が「拡大防止」につながります。

### 災害対策基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。



また、災害対策の基本理念として、「地域性」、「住民の主体性」、「日常との連動性」、「支援の個別性」、「支援の継続性」等が掲げられています。中でも「主体性」は被災者が持っている本来の力を損ねないように留意する視点（エンパワーメント）であり、その力を発揮しやすいようにするための支援の重要性を捉えることができます。また、「個別性」や「継続性」については被災者一人ひとりが持っている人権への配慮や長期にわたる災害からの復旧・復興に寄り添い続けることの必要性が感じ取れます。

本書では、災害によって影響を受けた人やその人が暮らす地域環境にはたらしかけをする際に必要となる福祉的な視点を「ソーシャルワーク」の一部の理論と技術と結び付けて学びます。

### 災害対策基本法

第2条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ、一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

### 3. 平成 30 年 7 月豪雨災害における岡山県社協の取り組み

平成 30 年 7 月、後に「西日本豪雨」と称された平成 30 年 7 月豪雨災害が発生しました。岡山県内では災害関連死を含め 95 名の死者、3 名の行方不明者を発生させ、多くの住民の住まいを損傷させました。27 市町村中、21 市町村に各種救助内容に国費を用いることができる災害救助法が適用されたほか、救助費の国費負担割合や内容が大きくなる激甚災害の指定、更には応急仮設住宅の存続期間等が緩和される等、各種法で定めのある事項について特例措置が図られる特定非常災害に指定されました。

#### ■人的被害

	死者（うち災害関連死）	行方不明者	重症	軽傷
人的被害	95（34）	3	16	161

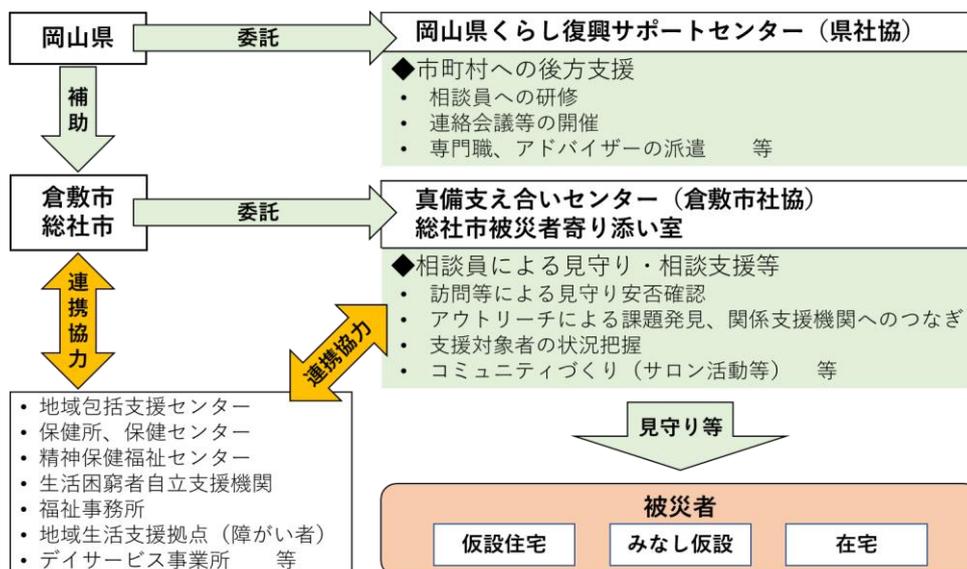
※ 令和 3 年 2 月 2 日（火）岡山県危機管理課発表

#### ■住家・非住家被害

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
住家被害	4,830	3,365	1,126	1,541	5,517
非住家被害	216	390	303	1,587	366

※ 平成 30 年 7 月豪雨災害記録誌（令和元年 7 月 5 日時点）

国では「生活・生業再建支援パッケージ」を発表し、緊急に対応すべき施策を取りまとめるとともに、仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で安心して日常生活を営むことを支援する「被災者見守り・相談支援事業」を構築しました。岡山県は、同事業を岡山県社協に委託しました。このことにより、岡山県社協は「くらし復興サポートセンター」を設置し、同事業で被災者への生活支援を展開する倉敷市と総社市への支援を 2018 年 10 月より実施してきました。



## Activity 01. あたりまえと配慮 災害と人権

- ねらい
- 自分自身の人権をとらえる
  - 共通する人権もあれば、一人ひとり異なる人権もあることを体験から学ぶ

参 考 世界人権宣言（抜粋）  
1948（昭和23）年12月10日に国連総会において制定された「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」

第1条	すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。
第3条	すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
第5条	何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。
第6条	すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
第25条	1. すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。 2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける

- 手 順
1. 本書第1章「序章」を読みます。
  2. ワークシートAの①と②に「自分にとっての“あたりまえ”」を書きます。  
【書くときの留意点】
    - 災害や被災という事象を踏まえずに、日常生活の中の“あたりまえ”を書きましょう
    - “あたりまえ”については、以下の2つに分けて書きましょう
      - ① がまんできないあたりまえ = ゆずることのできないこと
      - ② がまんできるあたりまえ = 多少はゆずることができること
    - がまんできるあたりまえに書いたものは、どのくらい(時間、数量など)ならがまんできるかも書きましょう
  3. ワークシートAの③に、①・②を書いた感想を書きます。
  4. ワークシートAの③を他の人と伝え合いましょう。

ワークシートA 自分にとっての“あたりまえ”

<p>① ゆずることのできないこと がまんできないあたりまえ</p>	
<p>② 多少はゆずることが できるあたりまえ</p>	
<p>③ 感想</p>	

## Activity 02. たいせつなもの 当事者性をはぐくむ

- ねらい
- 大切なものが奪われるということを考える
  - 福祉の目的を捉え、そのための方法の幅広さを捉える

参 考 被災者の方は何を失ったのか

2020年8月21日：課題別コミュニティソーシャルワーク研修，佐賀雅宏資料

もの	人	近隣社会	安心
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住まい</li> <li>• 生活用品</li> <li>• 就労物品</li> <li>• 思い出の品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 命</li> <li>• 健康</li> <li>• 介護</li> <li>• 家族関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• つながり</li> <li>• 世間話</li> <li>• 回覧板</li> <li>• 相談先</li> <li>• 理解者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 河川</li> <li>• 防犯</li> <li>• 見守り</li> <li>• なれた場所</li> </ul>

※ 災害時のこころのケアマニュアル（高知県地域福祉部）より抜粋

- 手 順
1. 本書第1章「序章」を読みます。
  2. ワークシートBの中心に自分のなまえを書きます。
  3. ワークシートBの残りの8枠に、災害時になくしたくない「たいせつなもの」を書きます。

### 【書くときの留意点】

- “たいせつなもの”については、以下のことを含みます
    - ① もの Object 形あるもの/Goods 生活用品
    - ② こと Matter 事象・形のないもの/Style 習慣・生活様式
    - ③ ひと Person 特定の人/People 複数の人々
    - ④ いのち Animal 動物/Plant 植物
    - ⑤ そのた Others その他なんでも
4. ファシリテーターとじゃんけんをします。勝てば何もしなくてよいですが、負け・あいこの場合は、ひとつの項目を手放してください（×をつける）
  5. 最後1項目になったらじゃんけんに参加しないでください。じゃんけんは複数回続けます。
  6. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます。
  7. 感想を他の人と伝え合いましょう。

ワークシート B 災害時になくしたくない大切なもの

	なまえ	

【感想】

## 第2章 人の理解と人へのはたらきかけ

### 1. 人々の生活と暮らし

私たちの日常会話では、「生活」と「暮らし」の2つの言葉を特に意識して使い分けることなく用いています。しかし、「良い生活をする」と「良い暮らしをする」ことは少し印象が違うのではないのでしょうか。「生活」の良し悪しは自らの行動や意思による規則正しい生活や住まいや食生活などに用いる経済的な豊かさを意味しますし、「暮らし」の良し悪しは、「田舎暮らし」、「都会暮らし」などに用いられるとおり、生活に他者や自然などの環境との関係性を加えた価値を意味します。

もっと端的に言えば、生活は衣食住などの一人ひとりの命にかかわるもの。命を保持するかかわりを暮らしと捉えます。一つ屋根の下に暮らす家族でさえ、個々の生活とそれぞれの暮らしがあります。子どもたちは日中学校生活を送り、大人たちは社会生活を送ります。登下校時には見守りをしてくれるご近所さんがいて、会社に出勤するときには公共交通機関を利用するなど社会的なインフラが存在します。それぞれの生活の中には生活を維持・保全するための環境が備わっています。

災害による被災や疾病による影響や困窮など、自身に困難が発生すると生活は一変します。それまでのあたりまえの生活を送ることが難しくなり、更には暮らしぶりも変化します。こうした状態を「福祉に欠ける状態」と言いますが、この状態を克服するために「福祉の充足」が必要になるのです。

災害被災地では以前から暮らしていた住宅が損傷し、避難所での生活を経て応急仮設住宅や借上型仮設住宅での暮らしを余儀なくされる方が発生します。避難所でも雨露をしのぐ屋根や食事の提供を受け、過酷な状況ながらも生活を送ることができていたわけですが、決して安心して暮らせる場ではないと思います。安心して就寝でき、いびきをかいても恥ずかしくない、自分だけの台所があり、好きな時間に自分の味付けで調理をすることができる。避難所から仮設住宅への住まいの変化はまさに生活を更に豊かにし、暮らしを取り戻していく一歩なのかもしれません。



個々の「生活」の再建が進むことで、地域の「暮らし」が整う  
“よりよく生きる”ためには、生活と暮らしへの福祉（支援）が不可欠

## 2. 生活の豊かさをはかるものさし

私たちの「生活」や「暮らし」は必ずしも貨幣的なものさし（＝尺度）で測れるものではありません。お金を豊富に持っているからと言って「豊か」であるわけではなく、個々の価値観に影響されるものです。国では非貨幣的な尺度によって「豊かさ」を多面的に測り、指標化する試みが1970年代から続けられており、2011年には幸福度に関する研究会が内閣府に設置されたほか、生活の質に関する調査などによって主観的な幸福感の調査が実施されています。

1992年に経済企画庁（当時）に設置されていた国民生活審議会が発表した新国民生活指標（PLI：people's life indicators（通称「豊かさ指標」）は8つの活動領域と、各活動領域の水準を示す4つの評価指標で豊かさを測るものでした。

新国民生活指標の8つの活動領域	
・ 住む	住居、住環境、近隣社会の治安等の状況
・ 費やす	収入、支出、資産、消費生活等の状況
・ 働く	賃金、労働時間、就業機会、労働環境等の状況
・ 育てる	育児・教育支出、教育施設、進学率等の状況
・ 癒す	医療、保健、福祉サービス等の状況
・ 遊ぶ	休暇、余暇施設、余暇支出等の状況
・ 学ぶ	大学、生涯学習施設、文化的施設、学習時間などの状況
・ 交わる	婚姻、地域交流、社会的活動等の状況

この指標は時代の変化と共に高まってきた「心の豊かさ」を測る尺度としては十分ではなかったため、1998（平成10）年度を最後に用いられていません。私たち一人ひとりの豊かさをはかるものさしは時代によっても異なりますが、周辺環境や社会的な資源の状態とそれらと個人の関係の度合いに影響されることに違いはありません。

災害による影響は個々の生活そのものへ影響を与えるとともに、周辺環境や社会的な資源の状態を一変させることで暮らし全体への影響をもたらします。



### 3. 被災者がおかれる状況

災害に遭った方々はどのような状況に置かれるのでしょうか。もちろん災害が発生する以前の生活と暮らしの違いにより、個々の状況は大きく異なりますし、性差や年齢、性格や過去の経験値などによっても異なるかもしれません。私たち一人ひとりの生活と暮らしは皆違うわけですから被災者が置かれる状況が個々に異なるのは当然のことです。



日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2021）. 地域福祉と包括的支援体制 中央法規 p.220 を参考に作成

家屋や家財が壊れたり、水道や電気などのインフラが使用できなくなることなど、【**物理的な側面**】に影響があることは容易に想像できるかもしれません。水害では生活空間が汚れ、地震では家財が散乱します。こうしたことも物理的な側面への影響です。

また、物理的な側面の影響や避難途中などにケガをしたり、あるいは災害による生活への影響で体調を悪くしたり、場合によっては死にいたるような状況など、【**身体的な側面**】への影響も発生します。

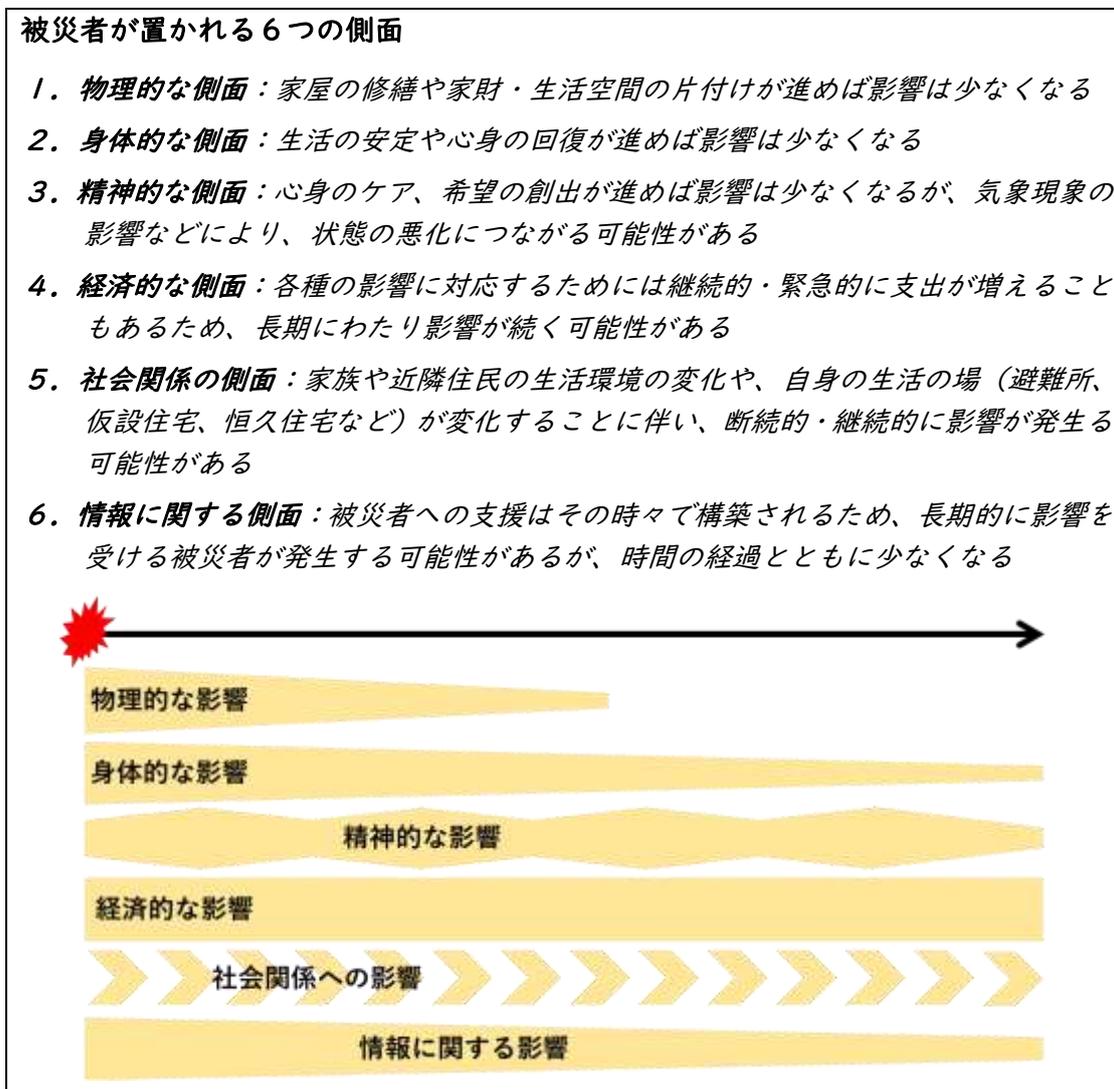
さらに、被害の拡大への恐怖や不安に苛まれたり、被災した時の状況がフラッシュバックするなど【**精神的な側面**】への影響も発生します。避難生活が長期化したり、生活環境の変化が続くことにより認知症を患ったり、重症化することもあります。

影響を受けるのは個々の生活だけではなく、職場などにも影響を及ぼします。そのことにより生業を失ったり、収入の減少や途絶するような事態も発生するかもしれません。災害の影響により生活費が増加する中で【**経済的な側面**】への影響も発生します。

一時的もしくは長期的に生活の場を移す必要がある被災者にとっては、家族やそれまで築いてきた近隣住民との関係性が変化したり、社会参加の場が奪われたりする【**社会関係の側面**】への影響も発生します。

被災した方々を支援するための法制度や民間支援が行われますが、こうした情報入手したり、必要な手続きを講じたりすることが困難になる【**情報に関する側面**】への影響も発生します。情報量が多く、自分にとって有益な情報、必要になる情報を選択できないという状況も発生します。

こうした被災者への影響は、災害が発生直後に影響が強くてものもあれば、時間経過とともに徐々に影響が強くなるものもあります。こうした時系列的な変化も当然ながら個人差（世帯差）がありますが、被災者が置かれる状況の時系列の変化を、あくまでもイメージとして整理すると次のようになります。

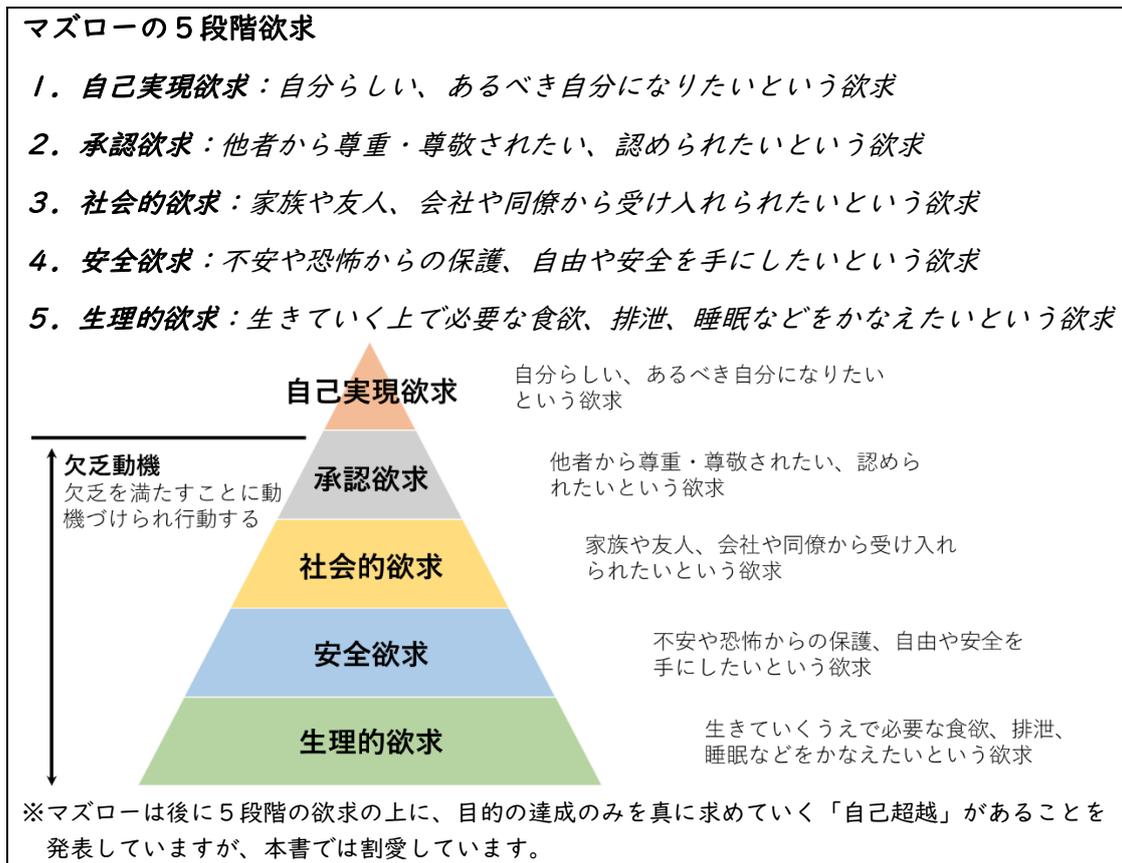


日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2021）、地域福祉と包括的支援体制 中央法規 p.220 を参考に作成

被災者が置かれる状況は、被災者個々に発生し、被災地域全体にも影響を及ぼします。個人への影響が地域の暮らしやコミュニティへの影響につながっていること、地域の暮らしやコミュニティの影響が個々の生活への影響を与えていること、双方の関係性を考慮した被災者支援が重要です。また、こうした状況が改善されるまでには多くの時間も必要になります。災害が発生した直後の状況だけにとどまらず、被災者が置かれる状況を長期的に捉え、必要な時期に必要な応じた支援が展開されるような継続的な支援も重要になります。

## 4. 被災者の心理と行動

アメリカの心理学者アブラハム・マズローの欲求階層は心理学を学んでいない人にとっても聞いたことがあるものかもしれません。マズローは、人間には5段階の欲求があり、それらがピラミッドのように積み重ねられ、1つ下の層にある欲求が満たされると次の欲求を満たそうとする基本的な心理的行動があると理論づけています。

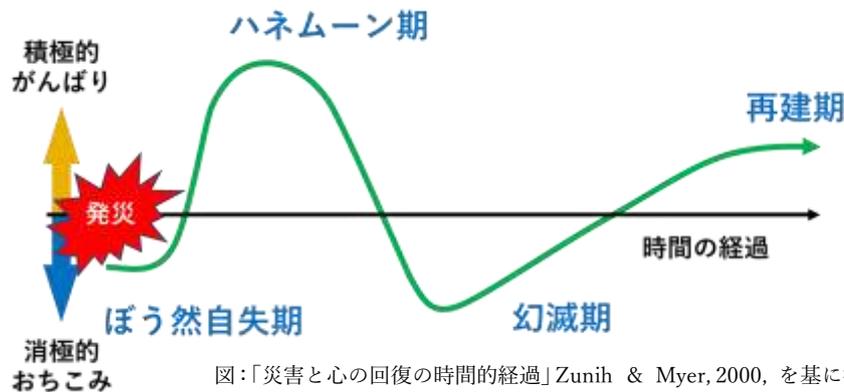


災害が発生するとより低次の欲求が満たされない状態が一時的に発生し、それらの欲求を自助や互助、共助や公助により充足させながら自身の生活を整えます。また、中～高次に位置する欲求は決して一人では獲得できない他者との関係性によって得られる欲求であるため、生活のみならず周辺環境との関係性を整えなければ獲得できないものです。第1章では人権について取り上げましたが、マズローがいう欲求を満たすことは、個々の人権を尊重することであると言えます。

一方で、被災者の心理は複雑です。発災当初は誰しもがその出来事にショックを受け、ぼう然自失な状態になりますが、その後被災者同士がこの状況を乗り越えようと団結したり愛他的行動が目立つようになります。被害の全容がつかめ、個々に復旧の格差が生じはじめると無力感や虚脱感、怒りなどの気分になります。生活のめどがつきはじめると、現状を受け入れることが進み、気分が安定するようになると言われています。

## 災害時の心の変化

- **ぼう然自失期**【災害発生数時間後から数日間】  
恐怖体験のため無感覚・感情欠如となる時期
- **ハネムーン期**【災害発生数日後から数週間または数カ月間】  
一見、災害後の生活に適応しているかのように見える。また被害の回復に向かって積極的であり、愛他的行為が目立つ時期
- **幻滅期**【災害発生数週間後から数年にかけて】  
被災地外の人々の関心が薄れる時期になり、無力感・倦怠感にさいなまれる時期
- **再建期**【生活のめどが立ち始める頃】  
再建への自信が向上する時期(ただし、復興から取り残された感を抱く場合もある)



被災者個人の心理状態は、性格や適応力・順応力などの個人の特性などの【内的課題】だけではなく、個人が置かれる環境や過ごしてきた環境、更には社会的な変化などの【外的課題（環境）】に大きく影響されています。もちろんこれらも個人差があります。被災者を支援する人々は被災者の言動や振る舞いをそのまま受け止めるのではなく、被災者には常に気丈さや裏腹さがあることを念頭に置きながらより良い支援を行うことが求められます。

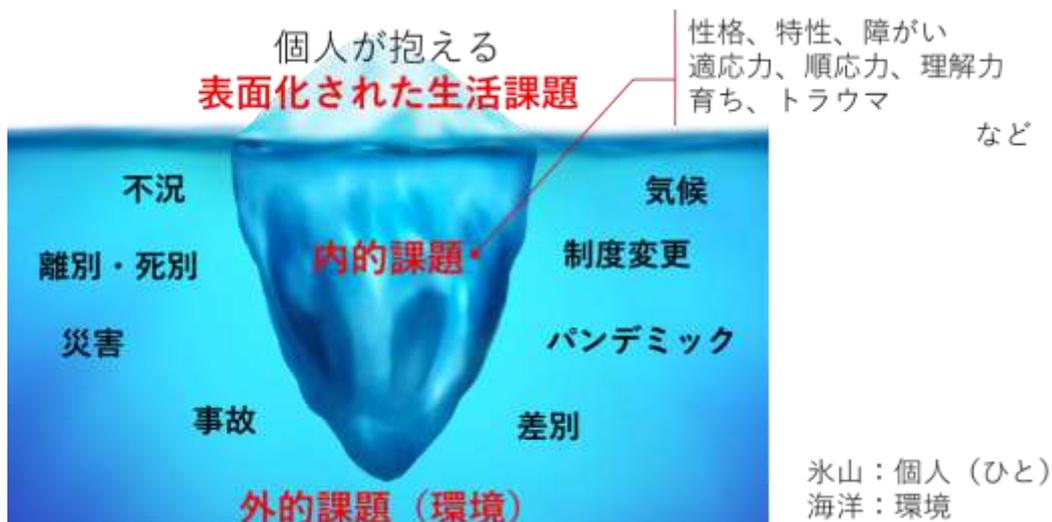


図:「トラウマインフォームドケアによる氷山モデル」2020年12月5日被災者支援従事者研修 野坂祐子氏を基に篠原氏作図

## 5. 個人へのかかわり

被災者に対する支援の入り口は「相談に応じる」という極めてシンプルなかかわりですが、かかわり方によっては被災者の心理面への影響にプラスに作用するだけでなく、マイナスに作用してしまうこともあるかもしれません。プラスに作用すれば良い援助関係が構築されるわけですが、マイナスに作用すると支援をすることが困難になることも考えられます。

この章の最後に、ソーシャルワークの中でも家族や個人などを対象とした個別の援助方法であるケースワークの基本的なポイントを紹介します。被災者の支援にあたる皆さんが、少しでも気に留めながら、あるいは試みながら被災者に向き合ってみましょう。

アメリカの社会福祉学者フェリックス・バイスティックは、ケースワークを行う上では、相談者である支援を必要とする方と援助者のより良い関係を築くことが重要であると考え、援助者は相談者が持つ基本的な7つのニーズを意識しながら援助を行うことの原則的な考えを示しました。これらの原則は「バイスティックの7原則」と称され、対人援助の基本として今日に受け継がれています。

### 基本的な7つのニーズ（上段）とバイスティックの7原則（下段）

1. 一人の個人として扱われたい  
→ **個別化**：個人としてとらえる
2. 自由に感情表現したい  
→ **意図的な感情表出**：相談者の感情表現を大切にする
3. 共感してほしい  
→ **統制された情緒関与**：支援者は自分の感情を自覚して吟味する
4. 価値ある人間として認められたい  
→ **受容**：受け止める
5. 一方的に避難されたくない  
→ **非審判的態度**：一方的に非難しない
6. 自分で選択し決定したい  
→ **自己決定**：自己決定を促して尊重する
7. 秘密を守りたい  
→ **秘密保持**：秘密を守り信頼感を築いていく

また、アメリカの心理学者アレン・E・アイビィは、相談者の利益を最優先にした援助を行うための基本的な技法として「マイクロカウンセリング技法」を生み出しました。この技法は、援助者が相談者の話しを聴くためにとる「かかわり行動」と、効果的な対話を行うための「かかわり技法」、更にこれらの技法を統合する3つの技法で構成されています。

## 相手の話を聴くための「かかわり行動」

- |                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 視線を合わせる<br>文化的に合った視線の位置 | 2. 身体言語<br>身振り手振り、ボディランゲージ |
| 3. 声の質、声の調子<br>状況にあったトーン   | 4. 言語的追跡<br>伴奏（伴走）、相手の立場   |

## 効果的な対話のための「かかわり技法」

1. 観察技法  
言語的な応答と表情や態度との矛盾や変化を観る
2. 質問技法  
閉ざされた質問／開かれた質問
3. はげまし  
うながす、相づち 問いかけ例「もっと話してみてください」
4. いいかえ  
違う言葉で表現して相手に返す
5. 要約  
相手の考えや感情を正確にまとめる
6. 感情の反映  
時おりの相手の感情 問いかけ例「・・・と感じているようですね」
7. 意味の反映  
相手の意味を探る 問いかけ例「あなたにとってどんな意味を持ちますか」

わたしたちは日ごろから多くのコミュニケーションを図りながら生活を送っていますが、自分の意見を正しく伝えたり、相手の話しを正しく理解することは意外と難しいかもしれません。意外と難しいコミュニケーションですが、基本的には「はなす」「きく」「みる」「ふれる」の4つを適度に発揮しながら、互いの情報を伝達し、互いの関係を築いています。「はなす」「きく」「みる」「ふれる」をその時々に応じて適切に発揮することが基本的な7つのニーズに対応することや、より良いかかわり行動、かかわり技法につながります。

### コミュニケーションの目的と方法

情報を伝達すること



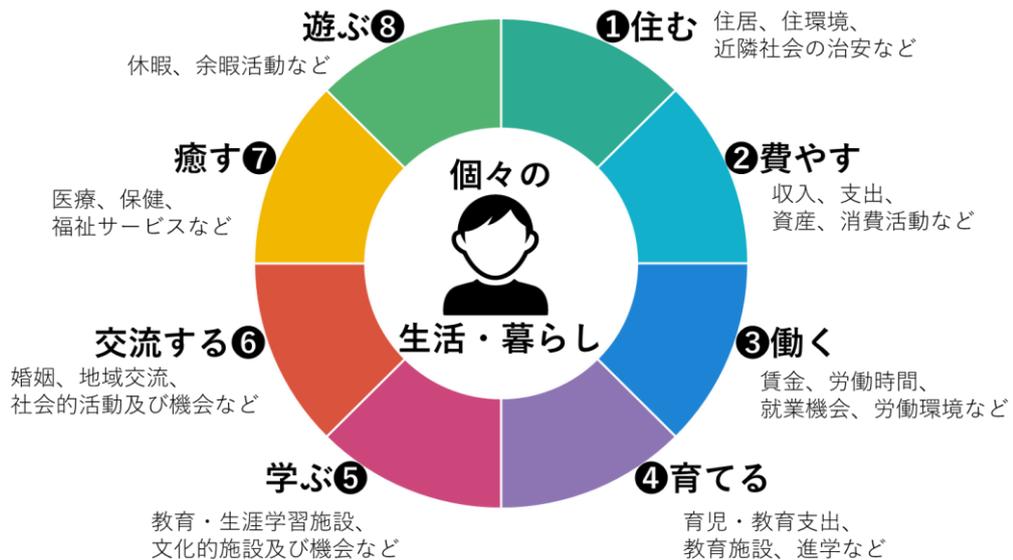
関係を築くこと

- ① はなす      ② きく      ③ みる      ④ ふれる

## Activity 03. わたしのせいかつとくらし 自己と他者の理解

- ねらい ○ 自分自身の生活と暮らしをとらえる  
○ 生活と暮らしは個々によって異なること、似ていることを体験から学ぶ

参 考 新国民生活指標



- 手 順
1. 本書第2章「2. 生活の豊かさをはかるものさし」を読みます。
  2. ワークシートCの中心に自分のなまえを書きます。
  3. ワークシートCの残りの8枠に、新国民生活指を参考にしながら自分自身の生活・暮らしの状況を書きます。

### 【書くときの留意点】

- 記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください
- 「働く」「育てる」欄に該当しない場合は記載しなくても構いません
- 「交流する」欄の、参加している社会的活動は幅広く捉えて構いません

4. 記載した内容を基に、他の人と紹介をしましょう。

### 【紹介をするときの留意点】

- 伝えたくない内容は伝えなくてもかまいません。
- きいた内容は多言せずにこの時間だけにとどめましょう

5. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます。

## ワークシートC わたしのせいかつとくらし

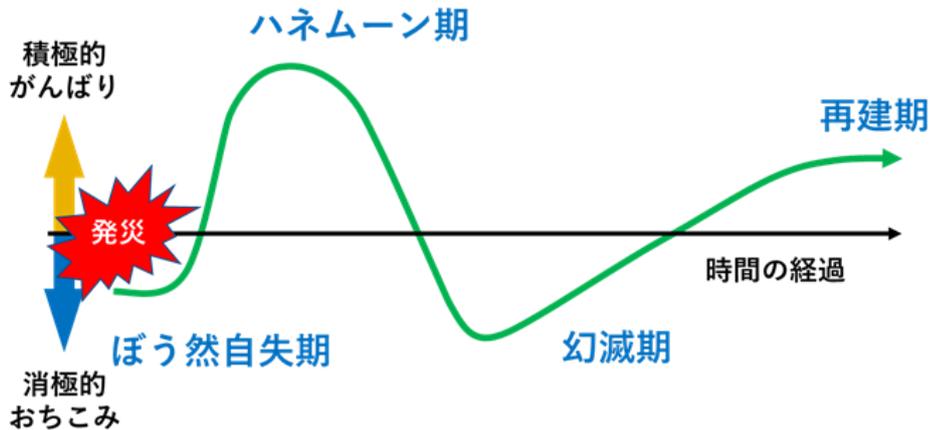
記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

<b>【住む】</b> 居住地・住まい	<b>【費やす】</b> 自分で購入した宝もの	<b>【働く】</b> 仕事や職種・職名
<b>【育てる】</b> 子どもの趣味・習い事、植物・ペットのこと	<b>なまえ</b>	<b>【学ぶ】</b> 学びの機会やスポット
<b>【交流する】</b> 参加している社会的活動	<b>【癒す】</b> 癒しの場所・利用頻度	<b>【遊ぶ】</b> 余暇を過ごす場所・内容
<b>【感想】</b>		

## Activity 04. わたしのころころ 影響されるころころ

- ねらい
- 自分自身の生活に影響を与えている様々な要素をとらえる
  - 日々の生活による“ころころ”への影響について体験から学ぶ

参 考 災害時の心の変化



- 手 順
1. 本書第2章「4. 被災者の心理と行動」を読みます。
  2. ワークシート D に、6日前から今日までのころころの動きを波グラフで記載しましょう。  
【書くときの留意点】
    - ・ プラスとマイナスそれぞれの波に出来事を書き加えます
    - ・ センシティブなことはかかなくても OK です
  3. 今日から明日までのころころの動き（予想）を書き加えましょう。  
【書くときの留意点】
    - ・ 明日までのころころの動きがなぜそうなるのか、要因（予定や推測）を書き加えます
    - ・ センシティブなことはかかなくても OK です
  3. グラフ全体を見つめながらふりかえり、気づいたことをメモしましょう。
  4. 記載した内容を基に、他の人と紹介しあいましょう。  
【紹介をするときの留意点】
    - ・ 伝えたくない内容は伝えなくてもかまいません。
    - ・ きいた内容は多言せずにこの時間だけにとどめましょう
  5. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます。

## ワークシートD わたしのころ（一週間）

記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

+								
-								
	6日前 ( / )	5日前 ( / )	4日前 ( / )	3日前 ( / )	2日前 ( / )	1日前 ( / )	今日 ( / )	1日後 ( / )

【感想】

## Activity 05. はなす・きく・みる・ふれる コミュニケーション手法

- ねらい ○ 他者のコミュニケーションの特徴について捉える  
○ 自分自身のコミュニケーションの特徴について捉える

参 考 コミュニケーションの目的と方法



- ① はなす      ② きく      ③ みる      ④ ふれる

- 手 順 1. 本書第2章「5. 個人へのかかわり」を読みます。  
2. 最近、自分のニーズが満たされたできごとを思い返します。あとで他者と会話をしますので、必要に応じてメモを取りましょう。

【ニーズが満たされたときとは】

- うれしい、たのしい、安心した、おいしかったなど、ポジティブな感情が芽生えたできごとのこと

3. 2人もしくは3人で、最近、自分のニーズが満たされたできごとを伝え合います。  
4. 全員が話し終わったら、互いのコミュニケーションの取り方の特徴について伝え合います。

【伝え合うポイント】

- はなす：話しかたの特徴（声の大きさ、トーンなど）
- きく：きき方の特徴（相づち、目線など）
- みる：非言語の様子（身振り、ジェスチャー、身体の動きなど）
- ふれる：身体的・精神的な接触（ボディタッチ、距離感、共感など）

5. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます

## ワークシートE はなす・きく・みる・ふれる

記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

最近、自分のニーズが満たされたできごとメモ

特徴	わたし (他者から言われたこと)	①	②
はなす			
きく			
みる			
ふれる			

【感想】

## Activity 06. 聞く・聴く・訊く かかわり行動とかかわり技法

- ねらい ○ 他者が果たしているかかわり行動とかかわり技法を捉える  
○ 自分自身が果たしているかかわり行動とかかわり技法に気づく

参 考 かかわり行動とかかわり技法

相手の話を聴くための「かかわり行動」	
1. 視線を合わせる 文化的に合った視線の位置	2. 身体言語 身振り手振り、ボディランゲージ
3. 声の質、声の調子 状況にあったトーン	4. 言語的追跡 伴奏（伴走）、相手の立場

効果的な対話のための「かかわり技法」	
1. 観察技法 言語的な応答と表情や態度との矛盾や変化を観る	
2. 質問技法 閉ざされた質問／開かれた質問	
3. はげまし うながす、相づち 問いかけ例「もっと話してみてください」	
4. いいかえ 違う言葉で表現して相手に返す	
5. 要約 相手の考えや感情を正確にまとめる	
6. 感情の反映 時おりの相手の感情 問いかけ例「・・・と感じているようですね」	
7. 意味の反映 相手の意味を探る 問いかけ例「あなたにとってどんな意味を持ちますか」	

- 手 順
1. 本書第2章「5. 個人へのかかわり」を読みます。
  2. 最近、自分のニーズが満たされなかったできごとを思い返します。あとで他者と会話をしますので、必要に応じてメモを取りましょう。
 

【ニーズが満たされなかったときは】

    - ・ 腹が立った、くやしい、残念だ、危機を感じたなど、怒りやネガティブな感情が芽生えたできごとのこと
  3. 3人組になり、役割を交換しながら話をします。
 

【役割（交互に果たします）】

    - ・ 話し手：最近、自分のニーズが満たされなかったできごとを話す人
    - ・ 聞き手：話し手の話しを「聞く」「聴く」「訊く」人
    - ・ 観察者：話し手が果たしている「かかわり行動」と「かかわり技法」を観察し、フィードバックをする人
  4. 3人全員が話し終わったら、聞き手が果たしていた「かかわり行動」と「かかわり技法」について、観察者からフィードバックします。
 

【フィードバックのポイント】

    - ・ 評価（いい・わるい）ではなく、何が起きていたのか事実を伝える
    - ・ 具体的にどの話題の時に、何をしたのかを伝える
  5. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます

## ワークシートF 聞く・聴く・訊く

記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

最近、自分のニーズが満たされなかったできごとメモ

最近、自分のニーズが満たされなかったできごとメモ
--------------------------

記号欄には、少しでもできていれば○をつける

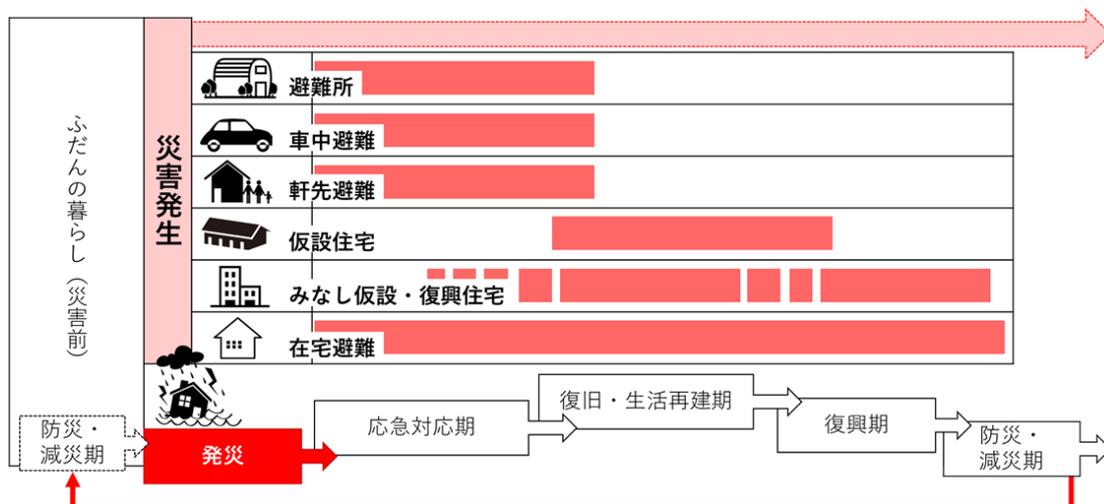
項目	説明	記号	メモ
<b>相手の話を聴くための「かかわり行動」</b>			
1. 視線を合わせる	文化的に合った視線の位置		
2. 身体言語	身振り手振り、ボディランゲージ		
3. 声の質、声の調子	状況にあったトーン		
4. 言語的追跡	伴奏（伴走）、相手の立場		
<b>効果的な対話のための「かかわり技法」</b>			
1. 観察技法	言語と表情や態度との矛盾や変化のキャッチ		
2. 質問技法	閉ざされた質問と開かれた質問の使い方		
3. はげまし	うながす様子、相づちを打つ		
4. いいかえ	違う言葉で表現して相手に返す		
5. 要約	相手の考えや感情を正確にまとめる		
6. 感情の反映	時おりの相手の感情を察し、感情を伝える		
7. 意味の反映	相手が話した言葉の意味を探る		
<b>【感想】</b>			

## 第3章 環境の理解と環境へのはたらきかけ

### 1. 被災者の居住環境と変化

災害による被害規模や被災地の状況、また復旧・復興までの時間的な経過によって被災者の居所は多様です。災害発生当初（気象状況によって予測可能な災害によっては災害発生の前）から一時的な避難により多くの住民が避難所等に集中しますが、避難所での生活環境があわないと判断する住民や避難所での集団生活を望まない住民はそこの生活をあきらめ、被害のあった住宅に留まる場合や車の中、納屋や軒先での生活を選択する住民も発生します。中でも生活様式に特段の配慮が必要な住民や慣れない生活環境では精神的な苦痛や困難を抱える障がい者や高齢者などは避難所以外での生活環境を選ぶことも少なくありません。

避難所に身を寄せる住民についても、自宅や周囲の被害状態によっては応急仮設住宅や一時的に公営住宅を利用する場合や、住み慣れた地域外に自宅再建を果たすこともあるはず。ライフライン等の復旧状況や災害からの復興までの長い過程の中では、応急仮設住宅を幾度も引越しするような方や応急仮設住宅から復興公営住宅へと居所を移すこともあります。

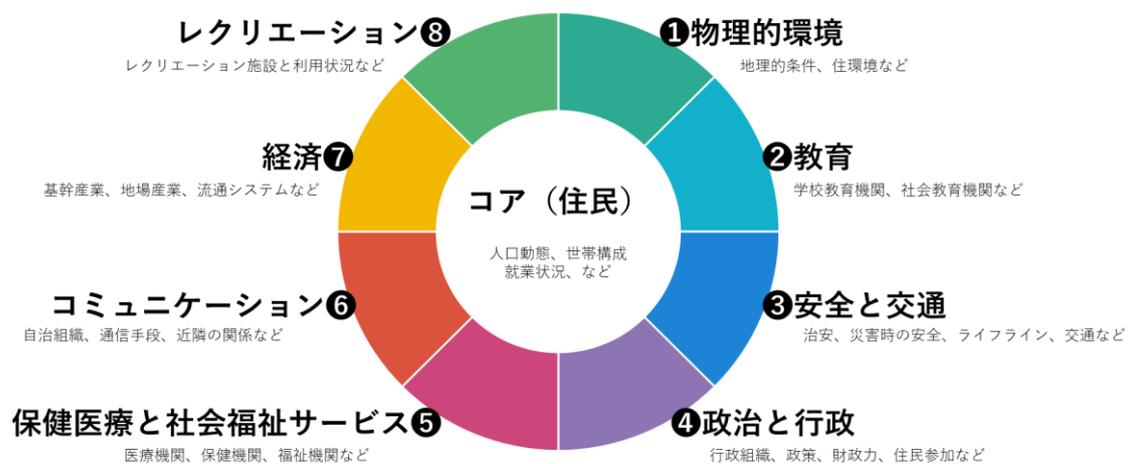


資料：全国社会福祉協議会資料を参考に一部改変

「コミュニティ・アズ・パートナーモデル」は、アメリカのエリザベス T. アンダーソンとジュディス・マクファーレインによって 1988 年に提唱された、人々の健康への影響を地域の構成要素で捉える地域看護診断のモデルです。

被災した住民や災害によって生活に何らかの影響を受けた住民が暮らす地域社会の状態の変化はそこで暮らす人たちの健康にも影響を与えます。復興までのプロセスにおいて生じる住民の居所の変化や人口減少、人とのコミュニケーションの変化や社会サービスへの影響は、被災後もその地域に暮らし続ける住民の健康への影響を与えるだけでなく、居所を移した住民にとっても新たな居所における地域の構成要素の変化などによる影響が発生します。

被災者に対する支援は、被災者の居所の状態や変化と被災者を取り巻いている地域の構成要素の変化を捉え、適切に介入していくことが求められます。



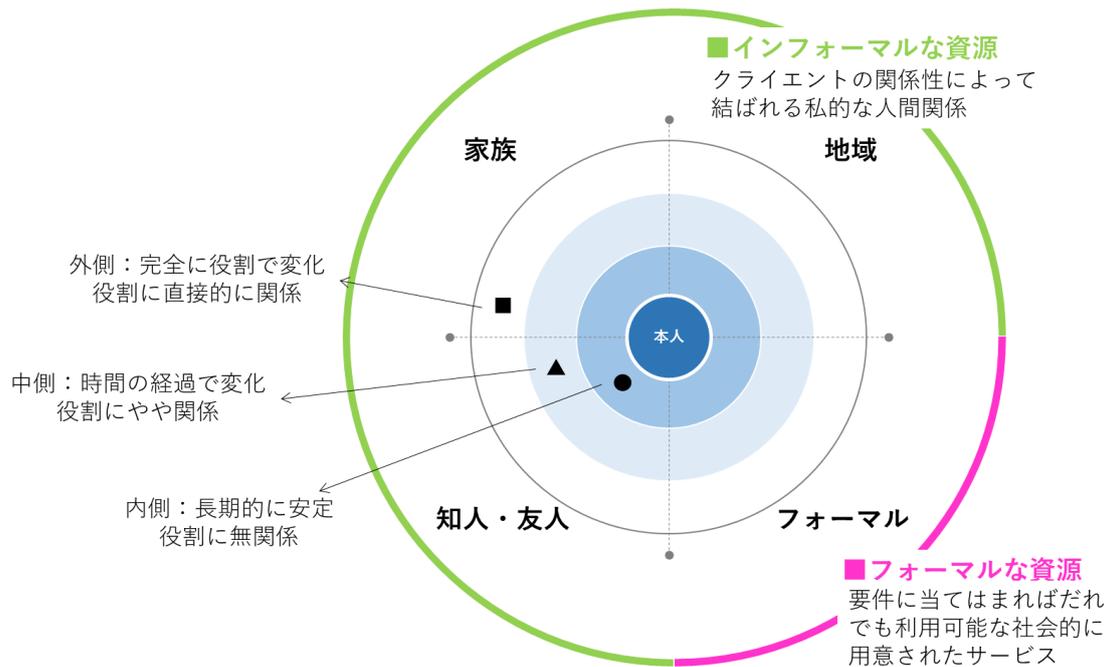
## 2. 被災者の人的環境と変化

人は生まれながらにして、多かれ少なかれ様々な人や機関との関係を築いています。被災という経験や被災による居所の変化に伴って関係する人や機関も変化します。一人ひとりが人生のあらゆる場面で生まれる各種のニーズに対し、そのニーズを満たすための活動と関係のことを「ソーシャル・サポート」と呼び、心理学者のハウスは、ソーシャル・サポートの機能について、「情緒的関係」「物質的支援」「情報」「評価」の4つの分類を用いて説明しています。



図：2022年7月14日「災害時のソーシャルワーク機能強化研修」[第0回] 篠原氏資料

一方、ソーシャル・サポートの機能を発揮している構造に目を向けると、「友人」「隣人」「親族」「職場の人びと」「教育・保健・医療・福祉等の専門職」などの様々な人々や「福利厚生プログラム」「社会サービス」「ボランティア活動」など様々な社会の仕組みや社会関係などの「ソーシャル・ネットワーク」によって果たされています。



ソーシャル・ネットワークは、ある時点、あるいはあるニーズにおける関係性を断片的に整理できるものではなく、個々の人生で絶えず発生と消滅、形成や維持を繰り返して変化しているものです。また、私たちは日ごろからソーシャル・サポートも、ソーシャル・ネットワークも、どちらも周辺環境から受け取ったり、あるいは提供したりを繰り返しながら、支え合って生活を送っているため、自身による主体的な相互関係のはたらきかけがソーシャル・ネットワークを構成してきたとも言えます。

被災者の支援では、個人を取り巻く人的環境を捉え、周辺の人びとが果たしているソーシャル・サポートと被災者が周辺に果たしているソーシャル・サポートを把握するとともに【虫の目】、被災者がこれまでの人生で構築してきたソーシャル・ネットワークについて、人的環境のみならず関係する機関や社会資源を把握し【鳥の目】、更にはそうした人的環境や社会資源については過去・現在を含めた連続的な視点で捉えること【魚の目】が重要になります。このことにより、被災者を取り巻く人的環境である「ソーシャル・サポート・ネットワーク」のあり様をつかむことができます。

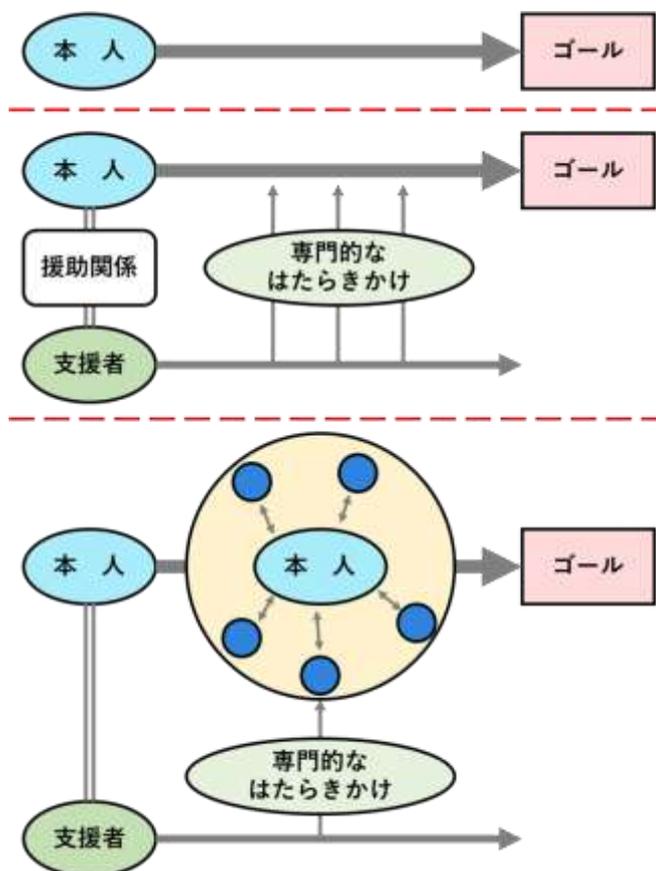
### 3. ネットワーキング

被災者が生活再建を果たす過程においては、ソーシャル・サポート・ネットワークの状態を正しく把握し、被災者が抱えるニーズに対応できるソーシャル・サポートを充足することや必要なソーシャル・ネットワークとの結びつきが不可欠です。こうしたことを被災者本人が自立的に行っていく場合もありますが、自分自身が持っている知識や行動に対する意欲、時間的な制約などにより獲得しにくいことが考えられます。こうした被災者に対しては、必要に応じて意図的なネットワークの形成を試みたり、ネットワーク形成を阻害する様々な要因を取り除くような支援者の介入が求められます。

全国の市区町村社会福祉協議会では主に町内会・自治会、あるいは小中学校学区を単位とした小地域において、近隣住民の福祉活動の展開を支援し、地域におけるソーシャル・サポート機能の拡大やソーシャル・ネットワークの構築を目指した「小地域ネットワーク」と呼ばれる地域福祉事業を展開してきました。また、住民個々が抱える様々な心配ごとや困りごとを受け止め、適切なソーシャル・サポートにつなげる「心配ごと相談」に取り組んでいます。被災者に対する支援においても、小地域ネットワークや心配ごと相談の機能を拡充させることが求められますが、こうした機能を有するのが「被災者見守り・相談支援事業」です。

右図のように、自身の力で生活再建を果たせる被災者(上段)もいる一方で、適切な援助関係のもと専門的なはたらきかけを受けながら生活再建を果たす被災者(中段)もいます。また、支援者は被災者の周辺にある様々な環境に専門的なはたらきかけを行いながら被災者の生活再建を間接的に支援する方法(下段)もあります。

被災者自身がソーシャル・サポート・ネットワークの再構築や拡大を行うことや地域住民やボランティア、支援者によって繰り広げられるソーシャル・サポート・ネットワークの強化に向けた取組みのことを「ネットワーキング」と呼びます。



図：「本人主体の援助過程」岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』2021, 有斐閣, P53 を基に篠原氏作図

## 4. 社会資源の調整・開発とコーディネーション

社会資源とは、福祉ニーズの充足のために利用・動員される施設・設備、資金・物品、諸制度、技能、知識、人・集団などの有形、無形のハードウェア及びソフトウェア、ヒューマンウェアを総称するもので、その分類は①フォーマルな資源、②インフォーマルな資源、③内的資源に分けられます。

フォーマルな資源とは、利用要件や利用料等、一定の要件に当てはまれば、どんな人でも利用が可能な社会的に用意されたサービスのことで、多岐にわたる分野があり、提供主体も自治体、公益法人、民間企業などさまざまです。提供者はそれらの職員であることから、専門性は高く、サービスの継続性や安定性も高いが、個別の要望への対応はしにくく、融通性は低くなります。一方、インフォーマルな資源とは、対象者（クライアント）の関係性によって結ばれる私的な人間関係によって提供されるもので提供主体は家族や親類、知人・友人、近隣住民、ボランティアなどです。対象者が自らのチカラで獲得してきた人的なつながりと言っても過言ではないでしょう。フォーマルな資源に比べると専門性は低い場合が多く、安定性や継続性には欠けるが、対象者との関係性によって維持するものであるため、親密さや融通性は高くなります。

また、内的資源とは、対象者（クライアント）が「本来、内的に備えている適応能力、解決能力」「人が環境に働きかけてそれを変化させる能力」のことで、支援者は対象者自身が持つストレングスに着目し、エンパワーメントを支援することが重要です。

社会資源を提供主体別に整理すると①法律や制度、政策等に基づき、国や都道府県・市町村が実施する「制度サービス」、②社会福祉法人やNPO法人等が制度サービスでは担えないニーズに対応するために実施する「非制度・定型サービス」、③民生委員や福祉委員などによる見守り活動や生活支援など、各地域である程度仕組み化された「準定型サービス」、④住民相互の支え合いの活動による「住民・ボランティア対応」と対応の方法によって4つに分類することができます。

災害の発生など通常の対応方法では住民ニーズの充足が困難な場合には、「制度サービス」と「非制度・定型サービス」の提供方法や対象者などの仕組みを見直し、サービスの柔軟な実施や拡大実施を行うことや、「準定型サービス」と「住民・ボランティア対応」の対応力を強化することや活動を支援するような再資源化を行います。

また、再資源化してもニーズの充足が困難な場合には、「制度サービス」や「非制度・定型サービス」を新たに生み出したり、「準定型サービス」や「住民・ボランティア対応」を拡大するために住民の組織化活動を行うような社会資源の新規開発を行います。

いずれの場合も関係機関や利害関係者との調整を行うことが不可欠であり、調整を担う「コーディネーター」の存在が鍵となります。ソーシャルワーカーは資源の再資源化や開発を行うコーディネーターの役割も担っているため、住民への適切な対応を行えるか否かはソーシャルワーカーのコーディネーション力にかかっていると看做しても過言ではありません。

	対応方法	再資源化	新規開発
課題の発生	制度サービス (国・都道府県・市町村)	サービスの柔軟な実施 あるいは 拡大実施	新規事業 (開発)
	非制度・定型サービス (社福法人・NPOなど)		
	準定型サービス (民生委員・福祉委員など)	対応者・機関の 機能の強化 あるいは 活動の支援	住民の組織化 (教育・育成)
	住民・ボランティア対応 (近隣住民など)		
	手立てなし		

図：「コミュニティソーシャルワークと社会資源開発」2013, CLC を基に篠原氏作図

## 5. アドボカシー

被災した住民の権利を守る取組みの方法に「アドボカシー」があります。アドボカシーは「代弁」「主張」「擁護」などの意味を持つもので、ソーシャルワークにおいては「課題を抱える本人にかわって意見を述べること」あるいは「課題を抱える人々の生活と権利を擁護するために必要な対応や変革を求めて行動すること」などと言われています。

アドボカシーの主な方法には、一人ひとりの状態を踏まえ個別に対応する「ケースアドボカシー」と、同じような状況に置かれている人々の権利を守るため、集団に対して行われる「コースアドボカシー」の2つがあります。

被災者の支援においても、ケースマネジメントに代表されるような被災者個々の状態に合わせた支援の構築方法と、被災者が共通して抱える（あるいは抱えているであろう）課題に対して資源を生み出す取組みが不可欠です。

このほかにもアドボカシーには課題を抱える自らが権利を主張する「セルフアドボカシー」。同じ課題を抱える人が集まり、互いのニーズをアドボカシーし合う「ピアアドボカシー」。課題を抱える本人を含め、多くの市民が共に運動的な擁護活動を行う「シチズンアドボカシー」。弁護士等が中心となって法に基づく権利行使を支援したり、法制度の改正にはたらきかける「リーガルアドボカシー」という方法があります。

被災者を支援するソーシャルワーカーは、被災者同士が互いの情報を交換する場を築いたり、市民にはたらきかけるような催しを開催したり、法曹関係者との接点を持つことなど、様々なアドボカシーの方法を駆使しながら不足する資源を獲得したりニーズの充足に向けてはたらきかけます。

### ケース アドボカシー

- ・一人ひとりの状態を踏まえ個別に対応する

### コース アドボカシー

- ・同じような状況に置かれている人々の権利を守るため、集団に対して行う

### セルフ アドボカシー

- ・課題を抱える自らが権利を主張する

### ピア アドボカシー

- ・同じ課題を抱える人が集まり、互いのニーズをアドボカシーし合う

### シチズン アドボカシー

- ・課題を抱える本人を含め、多くの市民が共に運動的な擁護活動を行う

### リーガル アドボカシー

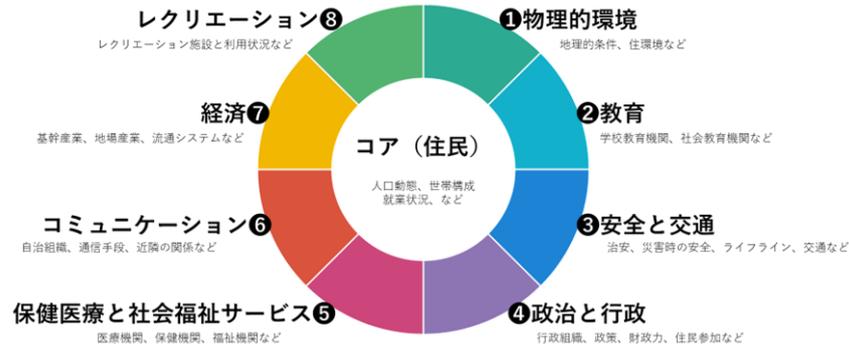
- ・弁護士等が中心となって法に基づく権利行使を支援したり、法制度の改正にはたらきかける

図：2022年8月12日「災害時のソーシャルワーク機能強化研修」[第1回] 篠原氏資料

## Activity 07. いごこちと空間 安全と安心

- ねらい
- 自身の生活をふりかえり、安心・安全につながる環境を捉える
  - 他者の安心・安全につながる環境を捉え、多様な環境を理解する

参 考 コミュニティ・アズ・パートナーモデル



- 手 順
1. 本書第3章「1. 被災者の居住環境と変化」を読みます。
  2. ワークシートの「現状」の欄を記入します。  
【「現状」欄の記入方法】
    - ・ ハード：現在の住居（住所、築年数、構造など）
    - ・ ソフト：周辺の立地・利便性（お店、ATM、交通など）
    - ・ ヒューマン：周辺に暮らす人（年齢、特徴、様子、関係性など）
  3. ワークシートの「安心・安全に必要な社会資本」欄について思いつく範囲のことを記入します。  
【「安心・安全に必要な社会資本」欄の記入方法】
    - ・ ハード：現在の住居の安心・安全につながる「ひと・もの・かね・情報」（工務店、リフォーム補助、DIY スキルなど）
    - ・ ソフト：周辺の立地・利便性の安心・安全につながる「ひと・もの・かね・情報」（消防団、商店街ポイント、運転手、交番など）
    - ・ ヒューマン：周辺に暮らす人の安心・安全につながる「ひと・もの・かね・情報」（ラジオ体操、避難場所、町内会費、回覧板など）
  4. 3～4人で記載した内容を交流し合います。
    - ・ 住所が特定されるような発言・質問は控えましょう
  5. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます

## ワークシートG わたしの暮らしの“安全”と“安心”

記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

		社会基盤		
		ハード：住まい	ソフト：周辺の利便性（立地環境）	ヒューマン：住民の人間性（人的環境）
現状				
安心・安全に必要な社会資本	ひと			
	もの			
	かね			
	情報			

## Activity 08. 大切なつながり ソーシャル・サポート

- ねらい
- 他者から得ているソーシャル・サポートを捉える
  - 自身が他者に発揮しているソーシャル・サポートを捉える

参 考 ソーシャル・サポート



- 手 順
1. 本書第3章「2. 被災者の人的環境と変化」を読みます。
  2. ワークシートの各項目（4つの種類）にそれぞれ、「誰から得ているか」、自身が「誰に果たしているか」を記入します。（複数可）

### 【記入方法】

- 職場や家庭など、一部の領域にとらわれず、広い視野で考えましょう。
  - 「誰に果たしているのか」は、その影響・効果がなくても自分自身が意図していればOKです。
4. 3～4人で記載した内容を交流し合います。

### 【交流のポイント】

- 名称のみならず、どの様な場面で、どんなはたらきかけをしているのか伝え合いましょう。
5. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます

## ワークシートH わたしの大切なつながり

記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

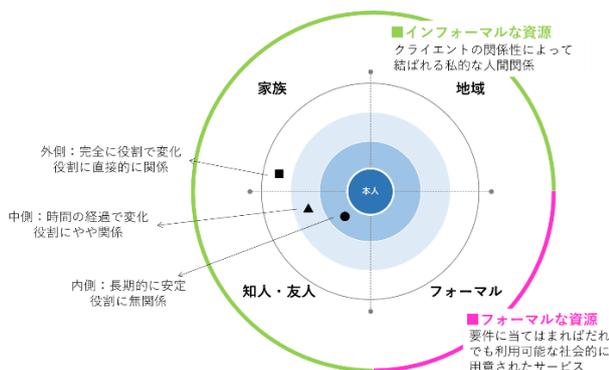
ソーシャル・サポートの種類と説明	誰から得ているか	誰に果たしているか
<b>情緒的サポート</b> 安心感、信頼感、希望などによる支援 [はげます/みまもる]		
<b>評価的サポート</b> 評価、フィードバックなどによる自信につながる支援 [ほめる/勇気づける]		
<b>道具的サポート</b> 労力、金銭、物品などによる直接的な支援 [手助けする/支援する]		
<b>情動的サポート</b> 理解や行動につながる情報による間接的な支援 [助言する/おしえる]		

【感想】

## Activity 09. つながりの可視化 ソーシャル・サポート・ネットワーク

- ねらい
- 自身のソーシャル・サポート・ネットワークを捉える
  - 他者との交流からソーシャル・サポート・ネットワークの個別性を捉える

参 考 ソーシャル・サポート・ネットワーク



- 手 順
1. 本書第3章「2. 被災者の人的環境と変化」を読みます。
  2. ワークシートの輪の中心「本人」欄に自分の名前を書きます。
  3. 自身のソーシャル・サポートを「家族」「知人・友人」「地域（コミュニティ）」「フォーマル」に分けて記入します。

### 【記入方法】

- 中心（名前）の次の輪：より関係性が強い人（年月が経っても関係性や役割に変化が少ない人）
  - 中心から2番目の輪：まあまあ関係性が強い人（年月が経つと関係性や役割に変化が生じる人）
  - 中心から3番目（外側）の輪：関係性がある人（何らかの役割を果たしてもらう程度の人）
4. 図を記載して感じたことを「①記入して感じたこと」欄に記入します。
  5. 「②ネットワークを強化するためのアイデア」欄を記入します。

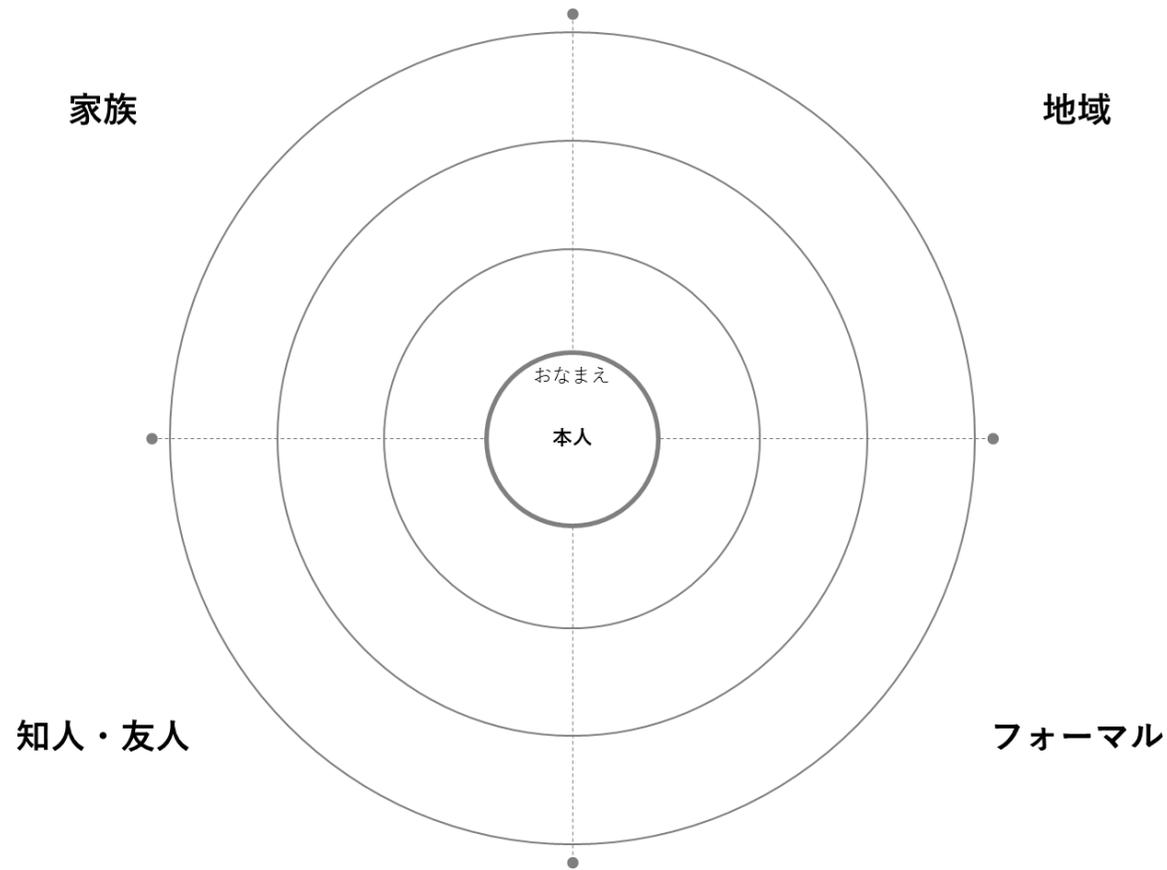
### 【記入の例】

- 空欄が多いエリアにサポート・ネットワークを増やすアイデア
  - 外側に位置する人を中心に移動させるアイデア
4. 3～4人で記載した内容を交流し合います。
    - 関係性を詮索することは控えましょう。

## ワークシートⅠ わたしのソーシャル・サポート・ネットワーク

記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

①記入して感じたこと



②ネットワークを強化するためのアイデア

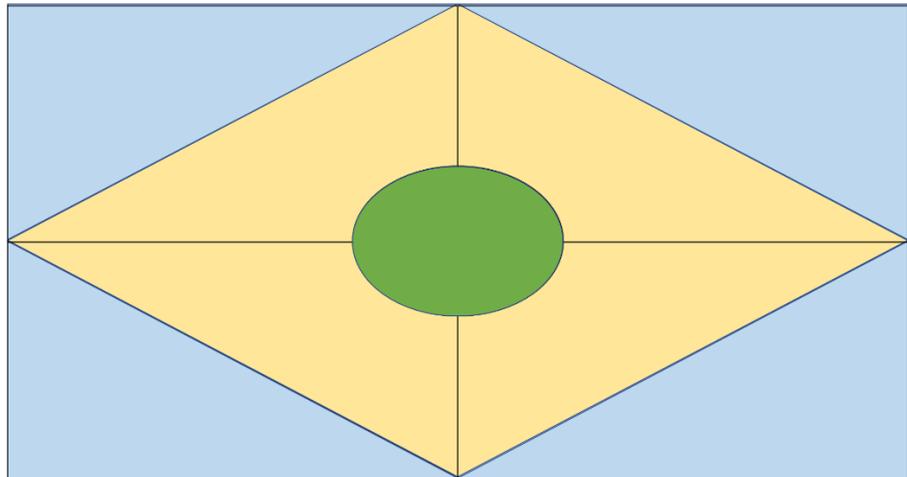
## Activity 10. わたしを満たすあれこれ 社会資源のひろがり

- ねらい
- 自身を取り巻く社会資源について捉える（内的資源を含む）
  - 他者との交流により社会資源の多様性を捉える（内的資源を含む）

手 順 1. ワークシートを記入します

### 【記入方法】

- 中央の楕円内（緑欄）に、自分の名前を記入し、自分の内的資源（適応能力、性格など）を記入します。
- 四方の枠にはそれぞれ「ひと」「もの」「かね」「情報（知恵・know-how）」に関する資源を記入します。
- フォーマルな資源（一定の要件に当てはまれば、どんな人でも利用が可能な社会的に用意されたもの）は外側（青欄）に記入します。
- インフォーマルな資源（自身の関係性によって結ばれる私的な人間関係によって提供されるもの）は内側（黄色欄）に記入します。



2. 3～4人で記載した内容を交流し合います。
3. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます

## ワークシートJ わたしの社会資源のひろがり

記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

ひと	もの
かね	情報（知恵・know-how）
【感想】	

内的資源

フォーマル  
インフォーマル

フォーマル  
インフォーマル

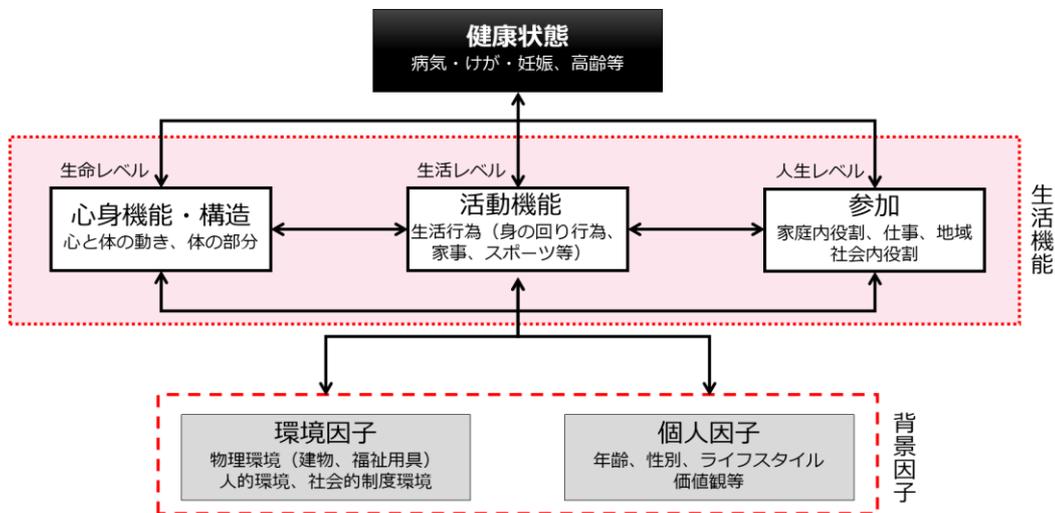
インフォーマル  
フォーマル

インフォーマル  
フォーマル

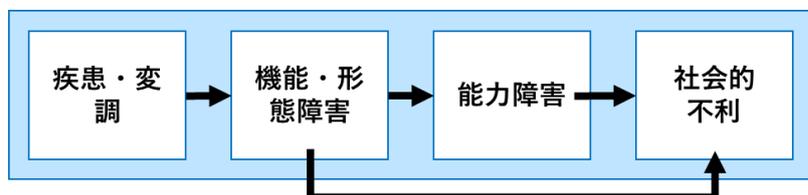
## 第4章 災害時のソーシャルワークの視点

### 1. ICF の視点

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health, 国際生活機能分類）は2001年5月にWHO（世界保健機構）総会で採択された「健康の構成要素に関する分類」であり、世界の人々の健康観に関する共通言語として用いられてきました。私たち一人ひとりの生は加齢や疾病、こころの状態、あるいは社会的な環境からも様々に影響を受けています。国立長寿医療センターではICFについて「“生きることの全体像”を示す“共通言語”」であると説明しています。



ICF が誕生する以前は、身体機能の障害【機能障害】や生活機能（ADL・IADL）の障害【能力障害】、それらで生じる社会的な困難【社会的不利】の3つのレベルに分類した障害を重視したのに対し、ICFは「生活機能」と生活機能に影響をもたらす「背景因子」を加えた概念によって構成され、生活機能のあり様が一人ひとりの健康状態に影響を与えるものと捉えています。



災害によって障害を負ったり精神的に不安定になってしまった。経済的な理由により、それまで続けていた趣味を継続できなくなった。世帯構成が変化したことにより家庭内役割が減ってしまった。被災者に起こるこうした変化は「生活機能」に影響をもたらせたわけですが、社会保障やソーシャル・サポート、個人の性格や個性、モチベーションなどの「環境因子」にはたらきかけをすることで影響は少なくなるかもしれません。

## 生活機能の3レベル

### 1. 心身機能・構造（生命レベル・生物レベル）

- **心身機能**：手足の動き、精神の働き、視覚・聴覚、内臓の働きなど
- **身体構造**：手足の一部、心臓の一部（弁など）などの、体の部分のこと

### 2. 生活機能（生活レベル・個人レベル）

- **生活行為**：歩行・排泄、調理・掃除などの家事行為・職業上の行為・余暇や趣味活動に必要な行為・社会生活上必要な行為の全ての動作（できるけどしていないこと、実際にしていることどちらも）

### 3. 参加（人生レベル・社会レベル）

- **役割**：家庭や社会（文化・政治・宗教などあらゆるもの）との関与とそこで果たしている役割のこと

## 2つの背景因子

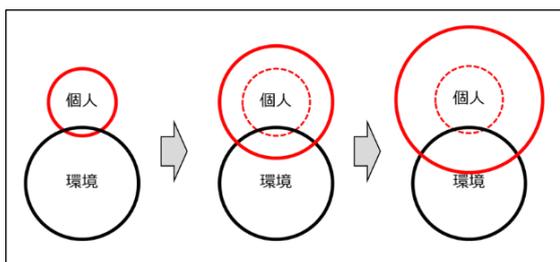
### 1. 環境因子

- **環境**：物的、人的、制度的、社会的な資源などとその状態のこと

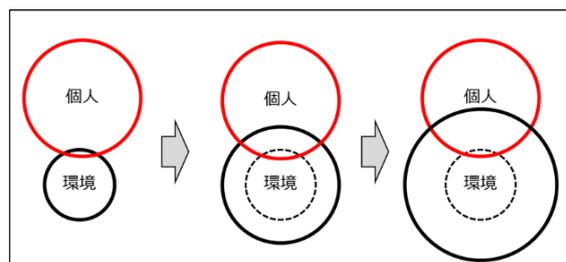
### 2. 個人因子

- **個性**：年齢、性別、民族性、生活歴（成育歴・職業歴・家族歴など）、価値観、ライフスタイルなど、個人が持つ固有の特徴のこと

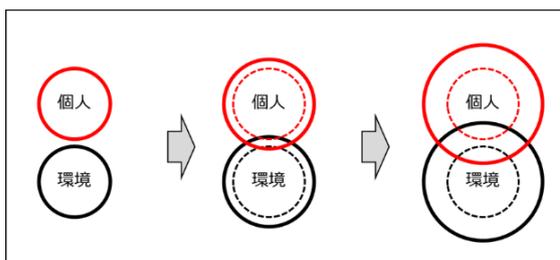
環境因子が弱ければ、環境を整え【補完】、個人因子が弱ければ、個人をはげまし【動機付け】、両因子が弱ければ、両因子を強化しつつ結び付けを行う【調整】を行いながら、被災者の“生きること”を整えるのです。被災者の状態をICFの視点で捉えることは、被災者個々に適した支援の方法と支援に必要な環境を生み出すことにつながるのです。



①個人因子にはたらきかけた展開【動機付け】



②環境因子にはたらきかけた展開【補完】



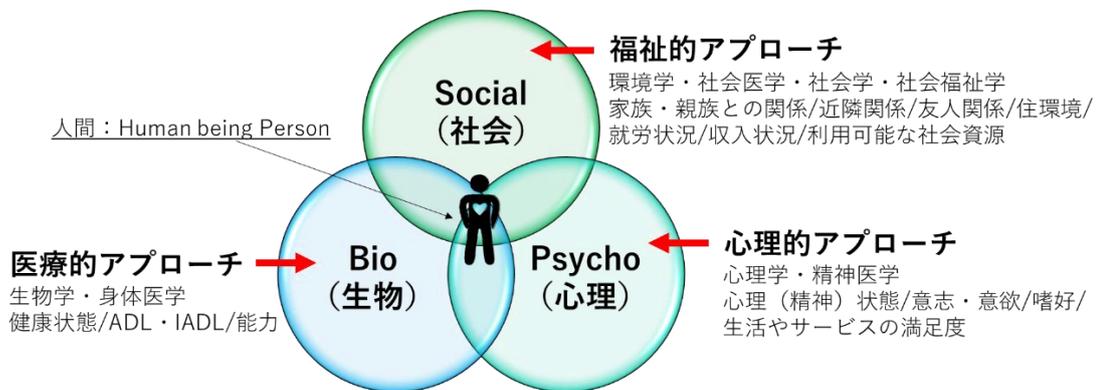
③両因子にはたらきかけた展開【調整】

## 2. ジェネラルな視点

災害時において人々が受ける影響は、けがや病気といった身体的な被害にとどまらず、心理的・精神的な側面への影響や住まいや暮らし、コミュニティの変化による社会との関わりにもつながっています。

こうした影響によって被災者が抱えるニーズは時間と共に変化しますが、これらの影響は相互に関係し合い、人々や地域に対し長期にわたり影響をもたらします。

内科医であり精神科医でもあるアメリカのエンゲルが提唱した生物心理社会モデル（バイオ・サイコ・ソーシャルモデル）は、個人が置かれている状況は、生物的、心理的、社会的な3つの側面が相互に関連し合いながらつくられるものであり、これらの3つの側面を正しく理解し、支援を行うことを示しているもので、社会福祉分野においてはジェネラルな視点として重視されているものです。



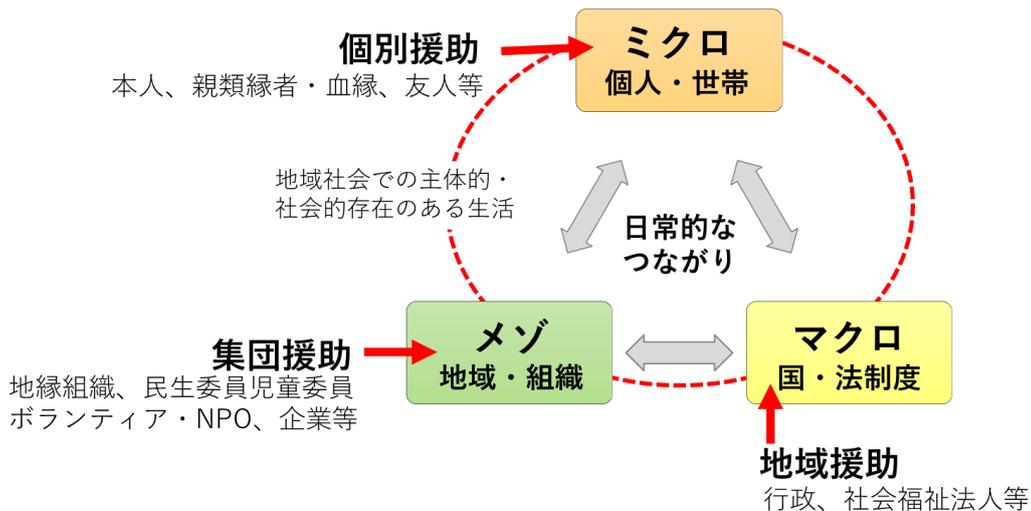
災害時における支援活動（ソーシャルワークの展開）は、生命の維持につながる生物学的アプローチに加え、支援を受け入れ、再建への動機を支援するような心理的アプローチ、更には社会生活を営む上での様々な環境をととのえる福祉的アプローチを、「発災前」・「発災時」・「復興後」の変化やつながりを重視する総合的・包括的（ジェネラル）な視点を持って行うことが大切です。

## 3. ソーシャルワーク実践レベルの視点

災害発生時には応急的に構築される公的な支援が目につきやすいかもしれませんが、一方で発災前から地域に根付いてきた支え合いの取り組みなども必ず展開されているはずで

被災者支援はフォーマルなものばかりではなく、日ごろからの地域コミュニティのつながりを活かしたインフォーマルな支援を活用していくことと、ICFやバイオ・サイコ・ソーシャルモデルの視点を重視した支援の視点を融合させると、より良い支援につながるはずで

被災者に対する支援（ソーシャルワーク実践）の中では、災害によって新たに抱えた生活課題に対し、課題を抱える個人、あるいは家族に対する直接的な援助を行うイメージ【**ミクロの視点**】が強いかもしれませんが、被災者が居住する地域コミュニティ内にある自治会・町内会、民生委員児童委員やNPO等の支援を行う**集団援助**を行うことで間接的に被災者支援を行うものや【**メゾの視点**】、被災者のニーズや置かれている状況を分析し、必要に応じて国や地方自治体等にソーシャルアクションを行う**地域援助**【**マクロの視点**】など、ソーシャルワーク実践レベルには違いがあるように感じます。



#### 4. ソーシャルアクションの視点

ソーシャルアクションとは、社会福祉の制度やサービスの創設・改善・維持を目指して国や地方自治体、つまりは議会や行政機関に立法的・行政的措置を執らせようとする組織的な行動です。国や地方自治体以外にも企業や民間に対して問題や課題を投げかけ、社会的行動を喚起することでその行動の結果が表れやすくなります。

ソーシャルアクションは、第3章「5. アドボカシー」に連動します。予期せぬ災害によって生じた生活課題や満たされないニーズに対し、課題を抱える当事者だけではなく、当事者性を共にする協力者を増やし、支援の拡充を目指すのです。

日本でも古くから住民相互の支え合いの運動や民生委員による組織的な行動により現存する様々な福祉制度を獲得してきました。歳末助け合い運動や救護法(現在の生活保護法)、公共交通機関のバリアフリー化や病気や薬害による社会的差別の打破など、ソーシャルアクションによって得られたものは計り知れません。

こうした社会的行動は憲法でも保障された権利でもあり、ソーシャルワークの展開方法のひとつでもあります。被災者に寄り添うだけではなく、その声を束ね、その声に共感する人々を増やし、解決されるべき問題を明らかにし、署名、陳情、請願、交渉、デモ、裁判などの直接行動を執りながら権利を獲得することも時には必要になってきます。

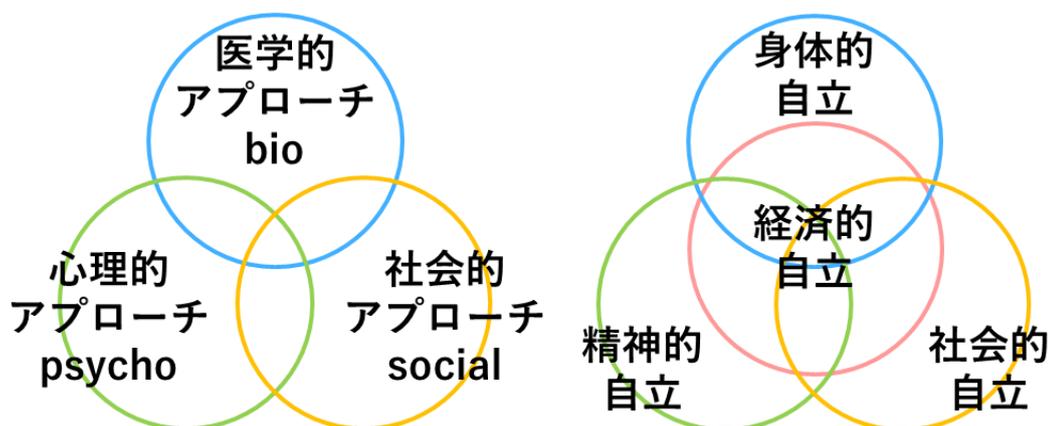
## 5. 災害ケースマネジメントの視点

令和4年6月7日に閣議決定された岸田内閣における「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興において、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を実施する取組）の促進が明記されました。

同年4月に内閣府防災担当から出された「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」では、災害ケースマネジメントの定義を『被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組』としています。一方、ソーシャルワークでいうところのケースマネジメントは、『利用者の社会生活上のニーズを充足させるため、適切な社会資源と結びつける手続きの総体』としています。

これまで第2章、第3章では人と環境の両方へのはたらきかけについて学んできましたが、被災者一人ひとりの状態は時期によっても変化し、また誰もが内的な資源を含め課題を克服しようとする力（ストレングス）があるはずです。それらを踏まえると、災害ケースマネジメントは、被災者個々に対して単に制度的・施策的な支援策を組み合わせるだけではなく、自らが抱えるニーズを捉える力を育み、各種の支援策を活用できる力を育み、再建後の適度な依存先を見出す予防的な関係性を育む取組でなければならないはずです。

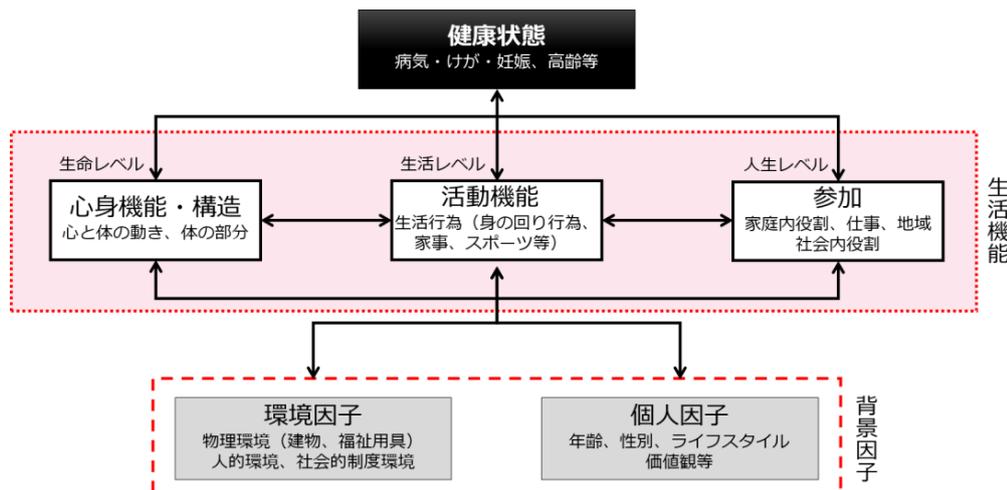
自立には「経済的」、「身体的」、「精神的」、「社会的」の4つの側面があります。これら全てをその人らしく獲得することを個々に支援するため、医学的、心理的、社会的なアプローチを講じます。こうした実践の全てが災害ケースマネジメントにつながります。



## Activity 11. できること・していること・できないこと ストレングス

- ねらい
- 自身の生活機能の状態について捉える
  - 「している」「できるけどしていない」「できない」の違いに気づく

参 考 ICF：国際生活機能分類



- 手 順
1. 本書第4章「1. ICFの視点」を読みます。
  2. ワークシートの各項にそれぞれ記入します。

### 【記入方法】

- していること：家庭や職場などで実際にしていることを記入します。  
(例：買い物、洗濯、調理、司会、企画など)
  - できるけどしていないこと：家庭や職場などで、やればできるけれどしていない、する必要がないことについて記入します。(例：フランス料理フルコースの調理、書道・筆耕、経理事務など)
  - できないこと：家庭や職場などで、努力してもできないこと (例：アイロンがけ、DIY、英語など)
3. 3～4人で記載した内容を交流し合います。
  4. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます

## ワークシートK わたしのできること・していること・できないこと

記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

していること (していることを認知できていること)	できるけどしていないこと (苦手ではない、する必要がないこと)	できないこと (今現在) (努力してもできないこと)

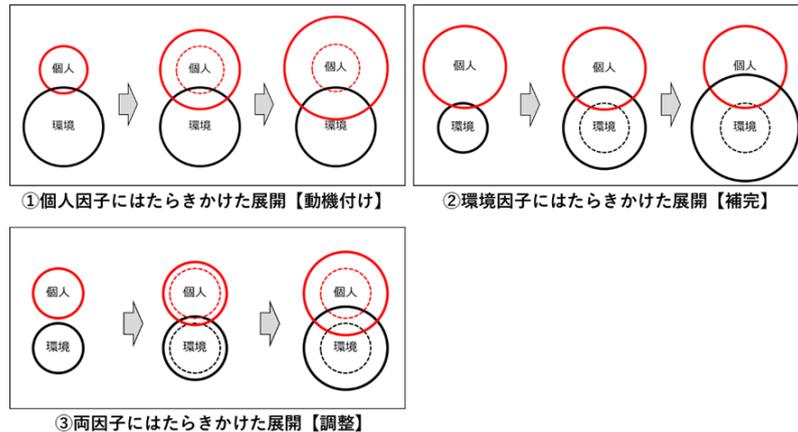
【感想】

## Activity 12. 背景因子へのはたらきかけ 人と環境の相互作用関係

注意：この Activity は、Activity 11. を実施していないとできません

- ねらい
- 自身の生活機能の状態について捉える
  - 「している」「できるけどしていない」「できない」の違いに気づく

参 考 背景因子への3つのはたらきかけ



- 手 順
1. 本書 Activity 11. で記入した「ワークシートK」を用意します。
  2. 本書第4章「1. ICFの視点」を読みます。
  3. 「ワークシートL」に「ワークシートK」に記載した「でできるけどしていないこと」を転記します。(1項目1行)
  4. 「アイデア」欄に、できるけどしていないことを「していること」にするためのアイデア・要素を1つ記入します。
  5. 4で記入したアイデアが「背景因子への3つのはたらきかけ」の該当する欄に○をつけます。

### 【記入のヒント】

- 動機付け：アイデアは、個人因子に影響を与える、他者からのほげましや勇気づけによるもの
  - 補完：アイデアは、環境因子に影響を与える、環境整備によるもの
  - 調整：アイデアは、両因子を結び付けるもの
6. このワークをとおして感じたことを「感想」の欄に書きます
  7. 3～4人で記載した内容と感想を交流し合います。



---

## 第5章 ソーシャルワーク機能の強化に向けて

---

### 1. 地域コミュニティと連動した被災者支援

社会福祉を目的とした全事業分野における共通の基本事項を定めている法律に「社会福祉法」があります。この法律には社会福祉法人や社会福祉協議会、共同募金といった馴染みのある福祉推進機関についての規定もあります。

社会福祉法第4条には地域福祉の推進理念（第1項）、目標（第2項）、方法（第3項）が規定されていると言われますが、その推進にあたっては、①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を営む者及び③社会福祉に関する活動を行う者の3者が相互に協力し合いながら展開することとされています。

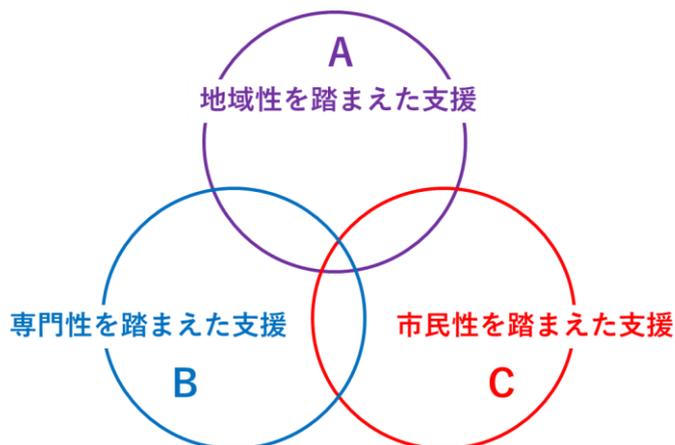
#### 社会福祉法

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

二 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

三 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

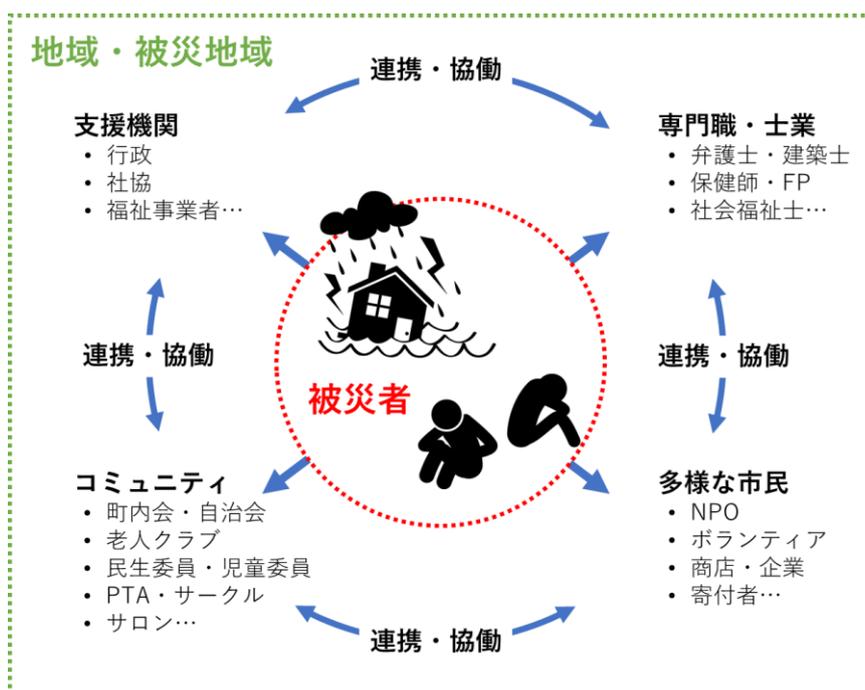
このことは、被災者支援においても同様だと考えます。被災した方々の生活と暮らしに近い領域で行われる地域性を踏まえた支援と、医療・保健・福祉などのいわゆる専門性を踏まえたソーシャルワーク実践と NPO・ボランティアに代表される当事者性・市民性を踏まえた活動が相まって被災者支援の領域が重層的なものになります。



近年の社会福祉法改正では、地域福祉の推進（第4条）、や福祉サービス提供の原則（第5条）、包括的な支援体制の整備（第106条の3）や重層的支援体制整備事業（第106条の4）に代表されるように、地域生活課題の把握や相談の受理、更には解決に向けての取組みを住民や支援関係機関の連携によって構築することが求められています。

被災者が抱えるニーズへの対応は法制度を用いた支援だけで解決できるものではありません。被災者を支援する多様な主体が互いに連携し合い、一部の支援機関の支援の限界が被災者支援の限界になってしまわないようにすることや、被災者支援の生活再建に向けた協働の取組みによる重層的な支援体制を構築することが不可欠です。

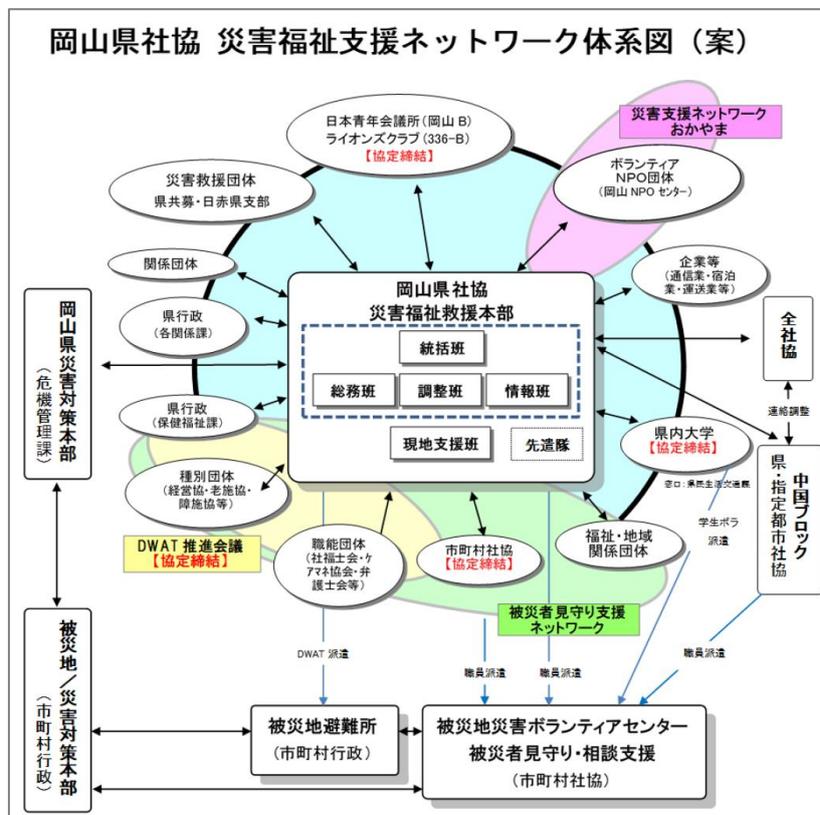
災害発生時に行われる連携・協働による被災者支援を行うことは、復興後の地域における福祉活動に結びつき、地域で生活課題を抱える住民に対する問題解決力を高めることにつながるはずです。もちろん、こうした連携・協働のネットワークづくりを平時から構築しておくことも大切です。



## 2. 地域福祉の基盤づくりに向けた連携と協働の視点

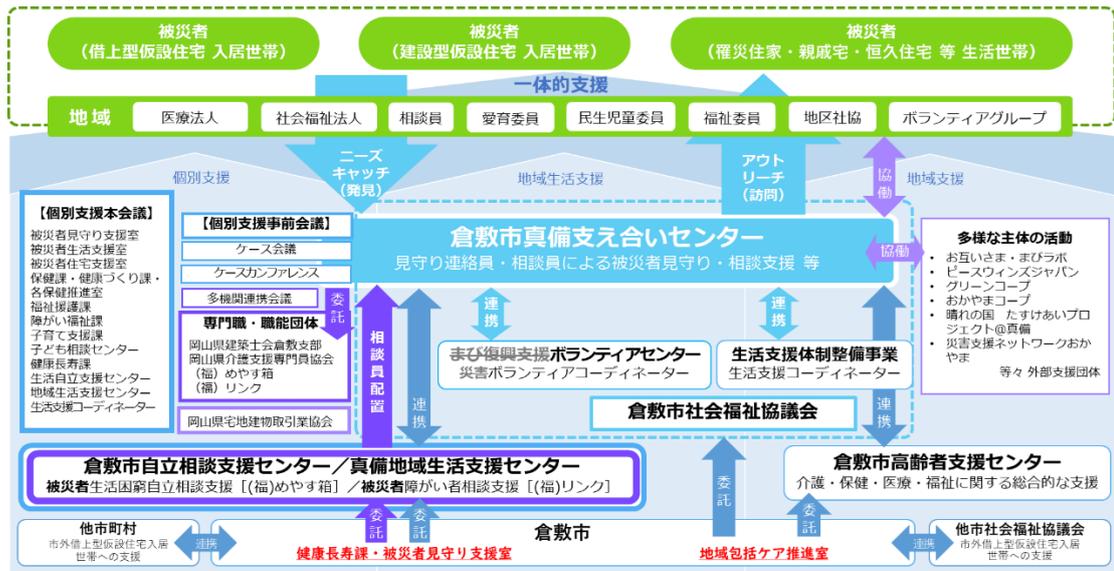
被災者支援のための支援体制づくりは災害が発生してから構築するイメージを持つ方も少なくないかもしれません。しかし、災害発生前の平時からの支援体制のあり方や機能が災害時にも大きな力となるのです。もっと言えば、災害が発生した時のことを想定した日ごろからの活動やネットワーク構築を行うという「フェーズフリー」の考え方が重要です。

岡山県社会福祉協議会では平時からの災害福祉支援のネットワーク体系を包括的に整理し、多様な機関とともに被災者支援の重層的な展開を行おうとしています。社会福祉協議会は社会福祉法に規定される地域福祉の推進を目的とした団体であり、その区域内で活動する福祉機関や従事者によって構成されているネットワーク組織であり、災害時に福祉支援の中核的な役割を担うことが期待されています。



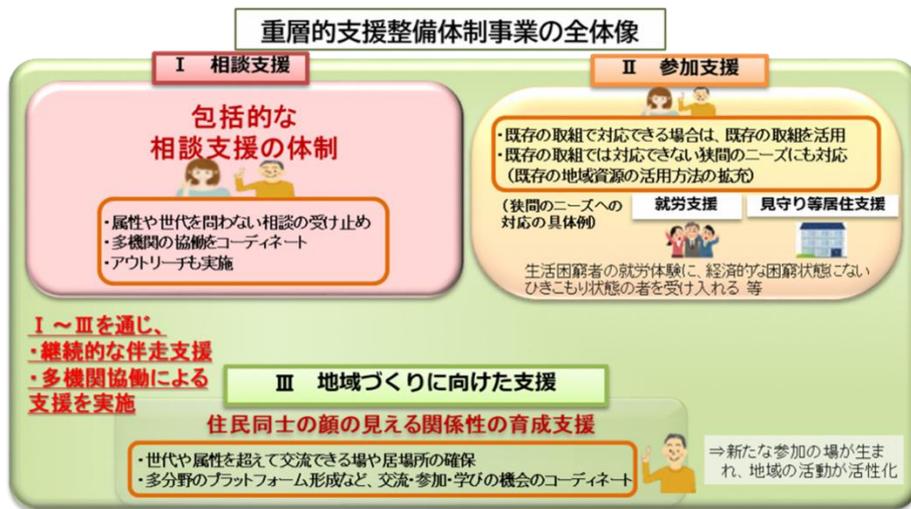
平成30年7月豪雨災害で大きな被害を受けた岡山県ではその年の10月から被災者見守り・相談支援事業をスタートさせ、被災者の生活支援を強化してきました。この事業を県から受託し、4年8か月事業を実施してきました。この事業では被災者の様々なニーズの充足に向け、倉敷市及び総社市の市域の支援ネットワークの構築やそれを支える県域の支援ネットワークの構築を行い、円滑な支援の体制づくりに努めてきました。

弁護士やファイナンシャルプランナー、建築士など医療・保健・福祉分野に限定しない多様な専門性を持つ支援者の重層的な支援ネットワークや、家族、地域コミュニティ、市域、圏域、あるいは市域・県域といった支援領域の重層性のある支援ネットワークなど、複数の支援ネットワークが有機的に連動していました。



社会福祉協議会や自治体の単独の支援では被災者の多様なニーズを充足させることは困難ですが、地域で展開する様々な相談支援機関と共に、個を地域で支える援助活動と同時に、個を支えるための地域福祉の基盤づくりやネットワーク構築を推進することが被災者支援の拡充につながるのではないのでしょうか。

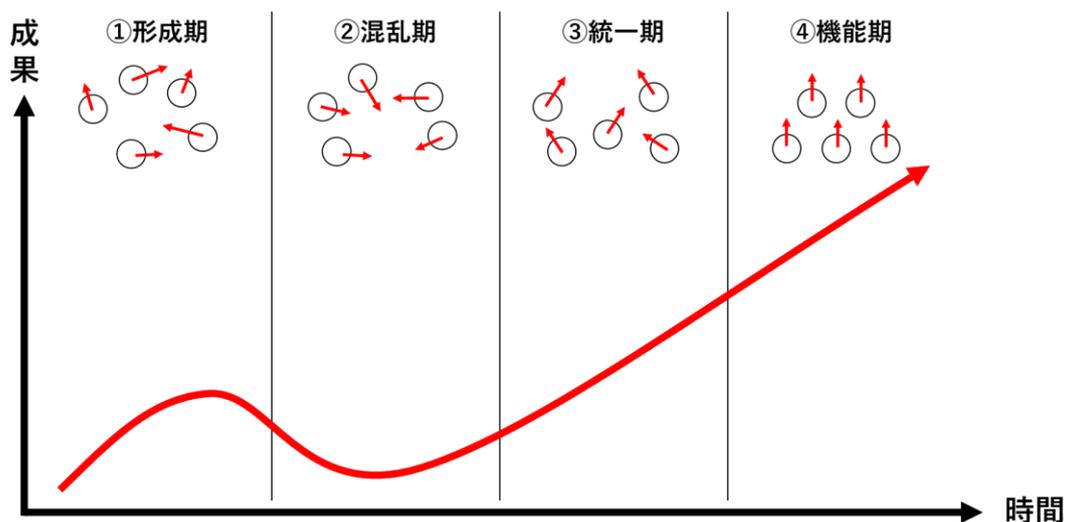
社会福祉法に位置づけられる重層的支援体制整備事業（第106条の4）は、①相談支援、②参加支援、③地域づくりへの支援を一体的に実施することで相互作用が生じ支援の効果が高まるとされています。これらの一体的な実施はセーフティネットの強化につながり、平時の福祉課題への取り組みだけでなく、災害時の支援体制の充実にもつながるとされており、倉敷市においては被災者支援の移行事業として位置づけています。



### 3. 支援チームの形成と維持

これまでも述べた通り、ソーシャルワーク機能の強化に向けては多様な支援主体との連携・協働とネットワーク構築が重要です。しかし、災害によって予定していた支援者が支援に従事できなくなることや新たなメンバーが加わることで支援チームの風土が変化することも考えられます。特に被災者見守り・相談支援事業などの獲得は新たな支援チームの形成が早急に必要になり、また長期化する生活支援の中では支援チームを安定的に維持することが重要になってきます。

アメリカの心理学者、ブルース・W・タックマンが1965年に提唱したチームの発展過程では、チームを形成した後に混乱や対立など、4つの発展段階を経ることで理想的なチームへと成熟することが示されています。(1977年に5段階のモデルを発表したが、ここでは従来の4段階で示します)



#### チームの発展過程

形成期：メンバーが互いの能力や考え方、コミュニケーションの取り方などを知り得ていないため、緊張や不安、堅苦しさが生じています。

混乱期：個々の仕事に対する意見や進め方の違いが明確になりはじめ、意見の衝突や軋轢が生まれるようになります。

統一機：混乱期を乗り越え、互いの違いを認識しながらもチームの目標に向けてそれぞれが力を発揮しようとしています。

機能期：チームが成熟し、メンバー個々が自らの立ち位置や役割を正しく認識し、成功や成果を重ねていきます。

発揮されるリーダーシップ（チームのメンバーへの影響関係）が「カギ」となります。被災者の生活再建を目的にするあまりに、チームが業務過多な状態に陥ったりするとチームの状態は崩れやすくなります。一方でチームのメンバーの仲が良いだけでは被災者の生活再建という目的は果たしにくくなるかもしれません。

以下の表はチームのメンバーが相互に果たし合うリーダーシップ機能をおおまかな分類に整理したものです。被災者の生活再建を達成すべき課題と考えた場合、直接的に課題達成に作用するリーダーシップ機能【課題達成機能】と、支援チームの維持形成を持続的に支え、間接的に課題達成に作用するリーダーシップ機能【維持形成機能】の2つがそれぞれに果たされていなければ成熟した組織は築けません。ソーシャルワーク機能の強化に向けては、支援チームの形成と維持にも目を配ることも重要です。

### リーダーシップ機能

課題達成機能 (Task)	維持形成機能 (Maintenance)
<p><b>1. 目標を定める、あらたに始める</b>            課題や目標を提案する。            やり方を提案したり、具体例を示す。            考えや提案を関連づける。 など</p> <p><b>2. 情報伝達のコミュニケーションを促進する</b>            事実を要求し、適切な情報を求めたり提供する。            提案や考えなどを出すように求める。            自分の意見を述べる。 など</p> <p><b>3. 計画したり、手順を示す</b>            問題解決への手順や考えを提案する。            どこまで同意が得られているかを全員に確認する。            決定できるような結論を示す。 など</p> <p><b>4. 役割分担したり明確化する</b>            役割を提案する。            出された考えや提案を集約したり検討する。            他の可能性や問題点を明確化する。 など</p>	<p><b>1. 参加度やモチベーションアップを図る</b>            他のメンバーの考えや提案を快く受け入れる。            他のメンバーに機会を与える。            参加を即すなどの配慮をする。 など</p> <p><b>2. 関係性のコミュニケーションを促進する</b>            雰囲気、感情などを感じとって表明する。            自分の感情を他のメンバーと共有するようにする。            コミュニケーションの手順を提案する。 など</p> <p><b>3. 調停する、仲を取り持つ</b>            異論の調停につとめる。            自分の立場から可能な譲歩を提案する。            意見の相違を見出させるようにする。 など</p> <p><b>4. 雰囲気、風土をつくる</b>            自分の誤りを素直に認める。            他のメンバーをフォローする。            チームを維持するための標準を示す。 など</p>

表：特定非営利活動法人 Facilitator Fellows (2014) . 生活支援相談員を対象とした研修プログラムの開発研究事業報告書 p.62

## 4. スーパービジョン機能の発揮

スーパービジョン（以下「SV」）とは、組織や支援チームの方針にそって、クライアントに対し最良の援助を行うことを目指し、スーパーバイザー（以下「SVee」：スーパービジョンを受けて援助職として育成される人のこと）とスーパーバイザー（以下「SVor」：スーパーバイザーに対し、スーパービジョンを行う人）が繰り広げる援助関係のことです。

援助職としてより良い支援を行うためには、経験が浅い時期のみならず、その時々、様々な方法でスーパービジョンを行うことが大切であり、支援活動を継続的・安定的に実施するためには不可欠な取り組みと言えます。

### スーパービジョンの意義・効果

- ・ 仕事上の困難感を業務上において完結し、私生活に持ち出さない
- ・ 困難感の軽減、働きやすさの向上
- ・ 他者からの承認により達成感を得られ、自己の成長とともに職場定着率を高めることができる
- ・ 仕事のやりがい・モチベーションの向上
- ・ 適切に職務を遂行できるような実務的、心理的な環境調整が行われる
- ・ バーンアウト（燃え尽き症候群）の予防

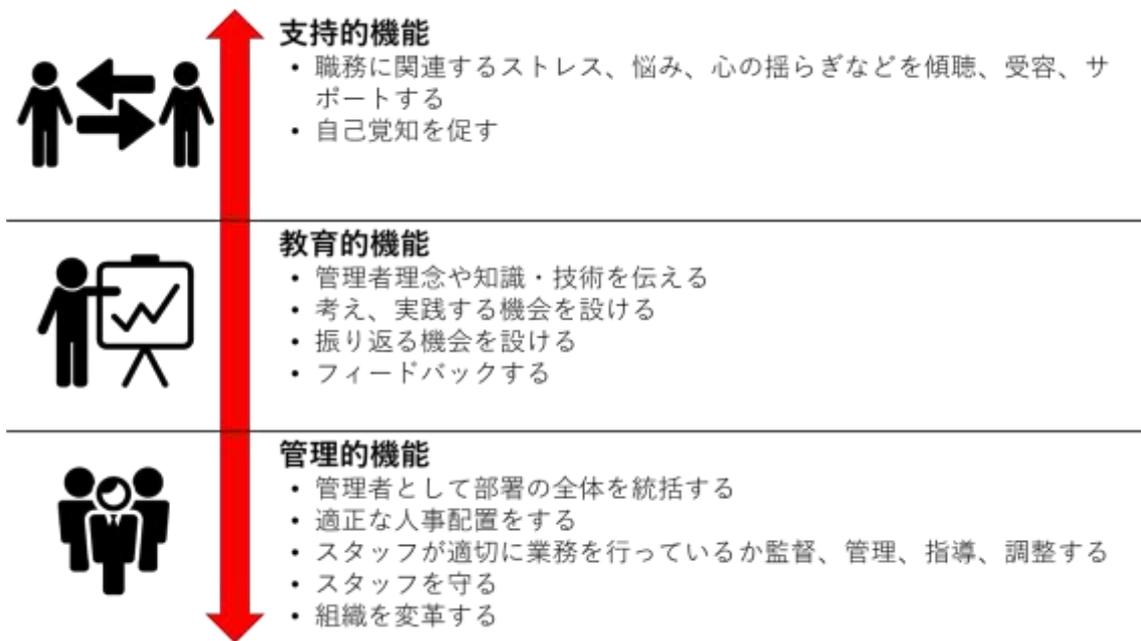
スーパービジョンは、SVor を介さない、セルフスーパービジョン、ピアスーパービジョンと、SVor を介する個人スーパービジョン、グループスーパービジョン、ライブスーパービジョンの5つの方法があります。

	<b>個人スーパービジョン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一対一の関係による実践</li> <li>・ SVeeの状態に応じて丁寧に対応できる</li> <li>・ SVee/SVorの状態（信頼関係、課題の量や質等）によっては時間がかかる</li> </ul>
	<b>グループスーパービジョン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数のSVee（集団）による実践</li> <li>・ SVee相互の課題や報告を聞けるため、相乗効果が期待できる</li> <li>・ メンバー間の信頼関係がないと深化しない</li> </ul>
	<b>ライブスーパービジョン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の支援場面における実践</li> <li>・ SVorからのサポートによる実践的な援助ができる</li> <li>・ SVeeに対する緊張が強い</li> </ul>
	<b>ピアスーパービジョン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SVee同士で行う実践</li> <li>・ SVorの機能を果たし合うことで成長が期待できる</li> <li>・ SVeeのスキルが不足していると課題への対応が困難</li> </ul>
	<b>セルフスーパービジョン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーカー自身が行う実践</li> <li>・ いつでも実践できる</li> <li>・ 過去の自分を客観視することができなければ効果を求めることは困難</li> </ul>

※

上の表のように、それぞれのスーパービジョンはそれぞれメリットとデメリットがありますが、援助者の育成のみならず、業務の改善を通じた組織機能の維持・向上につながります。

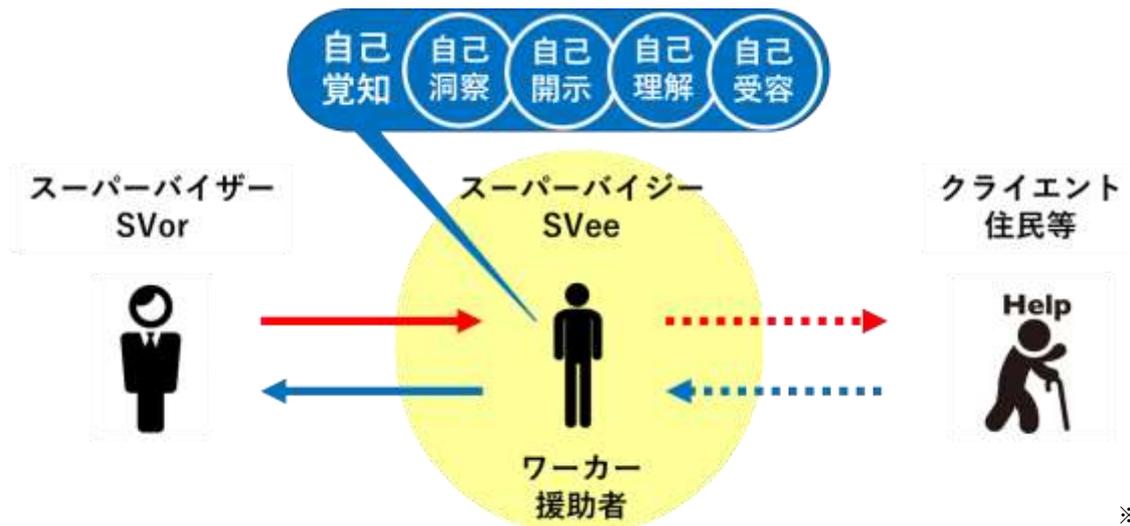
スーパービジョンは SVor が果たす機能により、「支持的機能」「教育的機能」「管理的機能」の3つの機能に分類されます。それぞれの呼び名のとおり、SVee を指示し、教育し、管理するものですが、これらの機能を果たしながら SVee の育成を目指すとともに、組織や支援グループの方針にそって、クライアントに対し最良の援助を行うことを目指すのです。



※

ワーカー（援助者であり SVee でもある者）は、SVor に受け入れられたように、クライアントである住民等を受け入れ、SVor に支えられたように、クライアントである住民等を支えるという関係性が形成されるのです。このことを『パラレルプロセス』と呼びます。

ワーカー自身がより良い記憶として支えられた経験を持つこと、自らが持つエンパワメントを他者によって高められた経験を持つことは、クライアントが持つ能力を重視した支援につながるのかもしれませんが、一方でこうした経験を持たない、あるいは不適切な支援を受けた経験を持っている場合には、そうした経験がクライアントに対する軽視・思い込みやワーカーの思惑や感覚で支援を行うなど不適切な支援につながるかもしれません。



こうした援助関係は医療や公衆衛生の分野でも古くから導入され、実践現場に定着していることが多いようですが、福祉や介護分野では十分に確立していないといった課題も生じています。

**福祉や介護分野においてスーパービジョンが定着しない  
(スーパービジョンを受けられない) 理由**

- 上司や職場の理解がない、スーパービジョンが何か分かっていない
- SVor がいない、職場に受ける環境がない、機会やきっかけがない、受け方がわからない
- 忙しい、時間がない
- 意欲がない、必要ではない、他の手段で足りる

※

※ 2022年12月13日「災害時のソーシャルワーク機能強化研修」[第5回] 篠原氏資料

## 5. 4つのニーズを捉える力の獲得

イギリスの社会政策学者、ジョナサン・ブラッドショーは 1972 年に社会的ニーズの判断を 4 つの分類で提唱し、今日においても医療・保健・社会保障や福祉分野等で用いられている概念です。

### ブラッドショー (Bradsbaw,J.)によるニーズ分類

- フェルトニーズ：充足されていないニーズを本人が自覚したニーズ
- エクスプレストニーズ：充足されていないニーズの充足に向け、支援者に対し表明した（顕在化）したニーズ
- コンパラティブニーズ：充足されていないニーズを持つ他者や他地域と比較した時に、不均衡（他では利用できているサービスが利用できていないなど）な状態にあるニーズ
- ノーマティブニーズ：専門家の視点で判断する規範・基準に基づくニーズ

わたしたちは誰もが一時的、継続的を問わず何らかのニーズ（望ましくない状態）に陥ります。その状態を自らが自覚しているものもあれば、自覚できないものもあるかもしれません。災害に遭うことは誰もが想定外のできごとであるため、自分の身に何が起きたのか、何が必要なのか、発災当初はわからなくなることも多いのかもしれませんが。また、多くの被災者はそうした状態になることに慣れているわけではないため、過去の経験値やいわゆるノウハウを持ち合わせていないため、途方に暮れる人もいるのではないのでしょうか。

4つのニーズのうち、フェルトニーズとエクスプレストニーズは被災者視点が重視されるものです。支援者は第2章にあるような被災者の生活と暮らしを捉え、被災者とのコミュニケーションによりそれらを明らかにすることが大切です。また、コンパラティブニーズとノーマティブニーズは支援者の多様な視点とノウハウが試されます。過去の支援事例や制度利用方法などについて多方面から情報収集するなどして可能な限り被災者のニーズの充足につながる支援を展開することが求められます。

被災者視点でのニーズキャッチにつながる個別援助のスキルの獲得と支援者視点を拡大するためのノウハウの獲得は、タイムリーな「研修」によって習得することが可能です。災害時のソーシャルワーク機能の強化内に向けて研修機会を構築・獲得することも大切です。

## Activity 13. エンジェルさん リーダーシップ (相互影響関係)

注意：この Activity は、職場等のチームメンバーとともに行ってください。

- ねらい
- 自身が発揮しているリーダーシップ機能を捉える
  - 他者が発揮しているリーダーシップ機能を捉える

参 考 リーダーシップ機能表

課題達成機能 (Task)	維持形成機能 (Maintenance)
<b>1. 目標を定める、あらたに始める</b> 課題や目標を提案する。 やり方を提案したり、具体例を示す。 考えや提案を関連づける。 など	<b>1. 参加度やモチベーションアップを図る</b> 他のメンバーの考えや提案を快く受け入れる。 他のメンバーに機会を与える。 参加を即すなどの配慮をする。 など
<b>2. 情報伝達のコミュニケーションを促進する</b> 事実を要求し、適切な情報を求めたり提供する。 提案や考えなどを出すように求める。 自分の意見を述べる。 など	<b>2. 関係性のコミュニケーションを促進する</b> 雰囲気、感情などを感じとって表明する。 自分の感情を他のメンバーと共有するようにする。 コミュニケーションの手順を提案する。 など
<b>3. 計画したり、手順を示す</b> 問題解決への手順や考えを提案する。 どこまで同意が得られているかを全員に確認する。 決定できるような結論を示す。 など	<b>3. 調停する、仲を取り持つ</b> 異論の調停につとめる。 自分の立場から可能な譲歩を提案する。 意見の相違を見出させるようにする。 など
<b>4. 役割分担したり明確化する</b> 役割を提案する。 出された考えや提案を集約したり検討する。 他の可能性や問題点を明確化する。 など	<b>4. 雰囲気、風土をつくる</b> 自分の誤りを素直に認める。 他のメンバーをフォローする。 チームを維持するための標準を示す。 など

手 順 ※全ての手順を読んで理解してから Activity を実施してください。

1. チームメンバーとともに、本書第4章「3. 支援チームの形成と維持」を読みます。
2. リーダーを決め、リーダーは名刺大の紙に自分を含むメンバーの名前を記入します（1枚に1人の名前）
3. リーダーは名前が書いている方を伏して、メンバーに1枚ずつ名前を書いた紙を配ります。
  - リーダーを含め、全員声を出さず、また目配せや過度な視線を他者に送ることのないように注意してください。
  - メンバーは紙に書かれている名前を他者にみられないように注意してください。また、
4. 名刺大の紙をもらったメンバーは一定時間（少なくとも1時間以上）、名前が書かれている人のリーダーシップ機能を秘密裏に観察します。
  - 設定した時間は全員で共有しておき、時間になったら集合してふりかえりを行います。
  - 自分も誰かから観察されますが、いつも通り過ごしましょう。

5. 設定した時間になったら全員集合し、ワークシートを記入します。
  - 相手が果たしていたリーダーシップ機能に○をつけ、その具体的な内容について記入しましょう。(複数可)
6. 自分が観察した人に対し、その人が発揮していたリーダーシップ機能について、ワークシートをそっと手渡します。(自分も誰かからもらいます)
  - ワークシートを渡すときに、「私があなたのエンジェルでした」とカミングアウトしてください。
  - ワークシートを渡すときに説明はしませんので、ワークシートにはできる限り丁寧な字で、具体的な記載を心掛けてください。
7. 渡されたワークシートを読み、感想欄に感想を記入してください。
8. 3～4人で感想を交流し合います。

## ワークシートM エンジェルシート

\_\_\_\_\_さんへ

あなたが発揮していたリーダーシップは、○のついているところです。

課題達成機能 (Task)	維持形成機能 (Maintenance)
<p><b>1. 目標を定める、あらたに始める</b> 課題や目標を提案する／やり方を提案したり、具体例を示す／考えや提案を関連づける など</p> <p><b>2. 情報伝達のコミュニケーションを促進する</b> 事実を要求し、適切な情報を求めたり提供する／提案や考えなどを出すように求める／自分の意見を述べる など</p> <p><b>3. 計画したり、手順を示す</b> 問題解決への手順や考えを提案する／どこまで同意が得られているかを全員に確認する／決定できるような結論を示す など</p> <p><b>4. 役割分担したり明確化する</b> 役割を提案する／出された考えや提案を集約したり検討する／他の可能性や問題点を明確化する など</p>	<p><b>A. 参加度やモチベーションアップを図る</b> 他のメンバーの考えや提案を快く受け入れる／他のメンバーに機会を与える／参加を即すなどの配慮をする など</p> <p><b>B. 関係性のコミュニケーションを促進する</b> 雰囲気、感情などを感じとって表明する／自分の感情を他のメンバーと共有するようにする／コミュニケーションの手順を提案する など</p> <p><b>C. 調停する、仲を取り持つ</b> 異論の調停につとめる／自分の立場から可能な譲歩を提案する／意見の相違を見出させるようにする など</p> <p><b>D. 雰囲気、風土をつくる</b> 自分の誤りを素直に認める／他のメンバーをフォローする／チームを維持するための標準を示す など</p>

具体的には、、、

あなたのエンジェル \_\_\_\_\_より

【受け取った感想】

## おわりに

### Special Thanks (研修受講者 69 名)

- 被災者見守り・相談支援事業実施市町村行政・センター
- 倉敷市真備支え合いセンター 連携協働組織・団体等／被災者見守り・相談支援ネットワーク参加 専門職・士業等
- 岡山県くらし復興サポートセンター 登録／被災者見守り・相談支援ネットワーク参加 専門職・士業等
- 岡山県災害派遣福祉チーム（岡山 DWAT） 参画団体・チーム員
- 講師等
- 被災者見守り・相談支援事業に係る市町村支援業務 実施県行政・センター

## 参考

令和4年度 被災者見守り・相談支援事業に係る市町村支援業務（岡山県委託事業）  
いのち・尊厳・くらしを 共に守るために、点を支える面をつくる、地域における助け合いや支え合いを支える  
被災者生活支援従事者研修：災害時のソーシャルワーク機能強化研修 [全6回]

# 被災者の生活再建と被災地の復興を促進する 地域を基盤としたソーシャルワークの機能強化 ～災害時における 総合的・包括的な相談支援の実践から学ぶ～

支援目標：要支援世帯に継続的な支援を行う地域を基盤とした総合的・包括的な相談支援体制の構築  
研修課題：多分野・業種支援者の「相互理解」「共通認識形成」「共通言語づくり」による支援基盤強化  
支援視点：ニーズ起点×住民活動主体×公私協働←専門性×地域性×市民性に基づく支援調整

## ■ 開催趣旨

平成30年7月豪雨により被災した方と地域コミュニティを支援するために、倉敷市・総社市は国庫補助事業「被災者見守り・相談支援等事業（以下「本事業）」を活用し、総合的・包括的な支援を一体的に提供する仕組・拠点として《倉敷市真備支え合いセンター・総社市復興支援センター》を開設、生活支援相談員等（以下「相談員等」）を配置しました。相談員等は、属性、避難場所、支援制度の有無に関わらず、被災した世帯を全戸訪問し、被災した方々の心情や置かれた状況を受けとめながら信頼関係の形成に力を注ぎました。そのうえで、生活のしづらさや再建に向けたつまずきをお聴きし、ご本人が必要なサービス・活動を利用できるよう支援を行ってきました。また、既存のサービス・活動では対応できないニーズに応えるために、多分野多職種との連携・協働によって資源を調整・開発してきました。

倉敷市においては、復興を「被災者・被災地の地域生活課題への対応力の向上」と捉え、これらの支援を“災害時における地域を基盤としたソーシャルワーク実践”と位置づけ、切れ目のない支援を行うために、“ケースマネジメント手法の活用”“のりしろ型支援”“タスキを変えてつながり続ける支援”“待つ支援”といった多機関・多職種・地域住民・NPO・ボランティア等との連携・協働による一体的な支援を大切にしてきました。

具体的な仕組として、このような支援を可能とする“チーム”“ネットワーク”を形成し、市町村域では「見守り支援における住まいの伴走型支援事業、り災住家長期居住者アドバイス事業、介護支援専門員による見守り再訪問事業」「個別支援会議、民間団体連携会議による災害ケースマネジメント」を、県域では「専門職・アドバイザー等派遣事業、被災時居住市町村外生活世帯の初回訪問における居住地社協職員同行事業、被災時居住市町村外生活世帯の見守り支援体制構築事業、生活再建相談窓口事業」を構築しました。現在は「ゆるやかな見守り」をキーワードに、地域住民との協働による互助的な見守り活動の回復・強化に取り組んでいます。加えて、センターは、これらの仕組を機能させるための多分野の支援主体との連携・協働の調整機能も発揮してきました。

これらの支援もあり、被災から4年が経過した令和4年7月末時点で、本事業対象約6,200世帯の約99.9%の世帯が住まいを確保し、それぞれの生活再建に向かっていることがうかがえます。一方、住まい確保はできたものの、8050的な状況にあり中長期的には経済的困窮や社会的孤立のリスクが想定される世帯、応急的な修理をした罹災住家で長期間生活しており健康面への負の影響が懸念される世帯、離婚や死別等で家族構成や関係が変化し安定した生活を営むことが困難になった世帯など、地域生活課題を抱え、今後も継続的な支援を要する世帯がいらっしゃいます。このような世帯の多くは、現時点では支援を望んでいなかったり、利用できる制度サービスが無かったり、「制度の狭間」という状況に置かれているとも言え、本事業終了に伴ってニーズが潜在化する可能性があります。

そこで、地域定着支援期となる本年度は、災害時の支援から平常時の支援へと切れ目ない支援を行う体制の整備が課題となります。引き続き世帯まるごとの支援をするために、これまで連携・協働してきた支援者とこれから連携・協働していく支援者とは、支援の考え方やアプローチなどを互いに理解し、目線を合わせながら支援の共通基盤をつくることを目標に、被災者の生活再建と被災地の復興を促進する地域を基盤とした総合的・包括的な相談支援（ソーシャルワーク）をテーマとして、全6回の研修（学び合い）を開催します。

## ■ 参加対象者

被災した地域の住民等に対する支援にかかわる多様な分野・職種の方

（行政職員、社会福祉法人職員、専門職、士業、職能団体やNPO等のスタッフ、等）

- 倉敷市被災者見守り支援室、倉敷市真備支え合いセンター
- 社会福祉法人めやす箱、社会福祉法人リンク、お互いさまセンター
- 行政：保健師・保健関連所管、地域包括センター・生活困窮者自立相談支援事業・障がい者地域生活支援事業所管、重層的支援体制整備事業所管、防災危機管理所管
- 社会福祉協議会：災害時支援所管、生活支援所管、地域支援所管
- 社会福祉法人：災害派遣福祉チーム所管、地域公益活動所管
- 専門職・士業・職能団体・NPO等：福祉・保健専門職、弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー、災害支援ネットワークおかやま、岡山NPOセンター、おかやま入居支援センター、ほっと岡山、等

## ■ 講師等（全6回共通）

講師：篠原 辰二 さん（一般社団法人 Wellbe Design[ウェルビーデザイン]理事長）

日本福祉大学・北海道医療大学・札幌市立大学非常勤講師。日本福祉大学通信教育学部では、地域福祉と災害ソーシャルワークの講義を担当。2017年度から、厚生労働省介護予防活動普及展開事業北海道アドバイザーも務める。市町社会福祉協議会職員として14年間勤務後、法人設立。地域福祉活動の担い手育成やコミュニティソーシャルワーカー等の対人援助職育成等に取り組んでいる。平成30年7月豪雨災害時には、倉敷市災害ボランティアセンターに、支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議から運営支援者として派遣され支援にあたった。

講師：田中 郁子 さん（一般社団法人岡山県介護支援専門員協会 理事）

岡山県主任介護支援専門員更新研修、岡山県地域包括・在宅介護支援センター協議会主催相談援助技術研修 スーパーバイザー 養成 コース スーパービジョントレーニング・コース等の講師。在宅介護支援センター、高齢者支援センター 勤務経験もある。平成 30 年 7 月豪雨による被災者に対する倉敷市全戸訪問事業、介護支援専門員による見守り再訪問事業を担当、支援にあたった。

講師・補佐：岡崎 利治 さん（川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 講師）

医療福祉学研究科医療福祉学専攻 指導教員補佐（修士課程）。学部では、ソーシャルワーク総論、ソーシャルワーク演習(専門)・実習指導、貧困に対する支援、介護福祉理論・技術、ボランティア入門を担当。大学院では、社会政策・社会保障特論、医療福祉経済学特論、地域保健福祉学特論を担当。平成 30 年 7 月豪雨災害時には、岡山災害派遣福祉チーム チーム員として、真備の避難所において支援にあたった。

## ■ 概要

### ■ 第 0 回：7 月 14 日（木）

講師・事業関係者のみの目線合わせ

- 発災直後から生活再建期までの被災者・被災地支援の全体像を再確認する。
- 災害時に求められる「総合的・包括的な相談援助の全体像」を理解する。
- 実践理論としての「地域を基盤としたソーシャルワーク」を理解する。

ゲスト講師：園崎秀治 さん（元社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター 副部長、Office SONOZAKI [オフィス園崎] 代表）

### ■ 第 1 回：8 月 12 日（金）

被災した地域の住民の実態から「環境へのはたらきかけ」を学ぶ

- 被災者支援の行政側の軸となる〈行政保健師〉の専門性と特徴を把握する。
- 〈行政保健師〉の発災直後の動き、被災者支援の仕組みづくり、根拠事業を知る。
- 被災した地域と住民がおかれる状況を把握するために支援者は何をみたのかを知る。

ゲスト講師：原田恵さん（元倉敷市被災者見守り支援室 主幹／保健師）

### ■ 第 2 回：9 月 14 日（水）

罹災住家・避難所生活期におけるニーズと相談支援活動から「環境へのはたらきかけ」を学ぶ

- 被災者支援における協働の中核となる〈社会福祉協議会〉の使命と特徴を知る。
- 〈社会福祉協議会〉の発災直後の動き、罹災住家・避難所生活期のニーズと「生活の立て直しを支える総合相談・支援活動（本回では、生活福祉資金の貸し付け、災害ボランティア活動の調整、を扱う）」、根拠事業等を知る。
- 一般避難所等において「生活を支える総合相談・支援活動」を行う〈災害派遣福祉チーム（DWAT）〉の概要と根拠事業等を知る。

- 経験共有と講義を通して被災した人がおかれる環境と支援の視点を理解する。  
 ゲスト講師：大西龍雄さん（社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 総務課長）  
 ゲスト講師：日野林典人さん（社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 元災害VC長）  
 ゲスト講師：重實剛さん（岡山災害派遣福祉チーム [DWAT] チーム員／社会福祉法人ことぶき会 特別養護老人ホーム 牟佐げんき 施設長）

### ■ 第3回：10月5日（水）

#### 災害時における「ソーシャルワークの視点」を学ぶ

- 災害時における「総合的・包括的な支援を実践するための視点」を理解する。
- 支援者が、「ソーシャルワークを自分事として捉えられる」ようになる。

### ■ 第4回：11月4日（金）

#### 見守り・相談支援の実践から「個人と環境へのはたらきかけ」を学ぶ

- 相談支援の拠点となる〈支え合いセンター〉の機能・仕組、根拠事業等を知る。
- 支え合いセンターにおける生活相談支援員のはたらきかけ（個人因子と環境因子へのはたらきかけ）をふりかえり、ミクロレベルのソーシャルワークの過程（アセスメント、支援目標・計画作成、支援計画実施、事後評価）と視点、はたらきかけの要点を学ぶ。

ゲスト講師：佐賀雅宏 さん（倉敷市真備支え合いセンターセンター長／社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 社会福祉士）

ゲスト講師：佐藤大那さん（倉敷市真備支え合いセンター相談員／社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 社会福祉士）

### ■ 第5回：12月13日（火）

#### OGSVモデル（奥川グループスーパービジョン・モデル）によるスーパービジョン実践から「支援者のあり方とかかわり方」を学ぶ

- スーパービジョンの実践モデルのひとつである“OGSVモデル”の「構成要素（ポジショニング視点、臨床像の形成、問題の中核を捉えること）」を学習する。
- OGSVモデル”によるスーパービジョン実践を通して「被災者の世界（時間・空間）に向き合うこと」を体験的に理解する。
- OGSVモデル”によるスーパービジョン実践の「3つの要素（「問われて考える」過程、信頼に基づくスーパービジョン関係、仲間からの支援）」を体験的に理解する。

事例提出者：山下雅光さん（倉敷市真備支え合いセンター副センター長／社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 社会福祉士）

演習グループ・ファシリテーター：佐賀雅宏さん、大西龍雄さん、佐藤大那さん、木村真悟さん（令和3年度 被災者生活支援従事者研修「スーパービジョン・トレーニング」受講者）

■ 第6回：1月13日（金）

“災害後の平時 におけるソーシャルワーク機能の強化に向けて～ケースマネジメントを基盤とした被災者支援の体制と仕組から学ぶ

- 倉敷市と岡山県による「ケースマネジメントを基盤とした被災者支援」の実践から、地域を基盤とした「ソーシャルワークの 8 つの機能」及び被災者の生活再建と被災地の復興を促進する地域を基盤としたソーシャルワークを展開可能とする「システムの 4 つの機能」の発揮を実現する要諦と今後の取組の方向性について共通認識をもつ。

ゲスト：末竹須美子さん（元 倉敷市被災者見守り支援室 主幹／保健師、倉敷市福祉支援連携室 主幹／保健師）、社会福祉法人めやす箱、社会福祉法人リンク、一般社団法人お互いさま・まびラボ、晴れの国たすけあいプロ ジェクト@真備 事務局（岡山 NPO センター）、特定非営利活動法人おかやま入居支援センター、一般社団法人岡山県建築士会倉敷市支部、一般社団法人岡山県介護支援専門員協会、岡山県くらし復興サポートセンター登録アドバイザー（弁護士、ファイナンシャルプランナー）

■ 主催・お問い合わせ

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

岡山県くらし復興サポートセンター

TEL 086-226-2830 FAX 086-225-6602 E-mail kurashi@fukushiokayama.or.jp

〒700-0807 岡山市北区南方 2丁目 13-1 きらめきプラザ 3階

## Activity 14. 成長につながるふりかえり 経験から学ぶ方法

注意：この Activity は、本書全てを読んだ方（Activity の実施は問いません）が実施できます

- ねらい
- 本書で得られた学びを整理する
  - これからの変化（継続・中止・試行）を生み出すきっかけをつくる

- 手順
1. 本書全てを読みます。ただし Activity の実施の有無は問いません。
  2. 本書で得たことを「ワークシートN」に記入します。

### 【記入のヒント】

- 発見：本書を通じて、気づいたこと、学んだこと
  - 継続：本書を通じて、ふだんやっていることで、これからも続けてやろうと思ったこと
  - 中止：本書を通じて、これからは気をつけたりやらないようにしようと思ったこと
  - 試行：本書を通じて、新たにやってみようと思ったこと
3. 一緒に本書を学んだ人たちで記載した内容と感想を交流し合います。

## ワークシートN ふりかえりシート

記載内容を他者と交流しますので、センシティブなことなど伝えられる範囲で記載してください

<b>発見：</b> 本書を通じて、気づいたこと、学んだこと	<b>継続：</b> 本書を通じて、ふだんやっていることで、これからも続けてやろうと思ったこと	<b>試行：</b> 本書を通じて、新たにやってみようと思ったこと
	<b>中止：</b> 本書を通じて、これからは気をつけたりやらないようにしようと思ったこと	

## Activity 15. 災害時のソーシャルワーク実践に向けて 発信

注意：この Activity は、本書全てを読んだ方（Activity の実施は問いません）が実施できます

ねらい ○ 本書で得られた学び・気づきを発信する

- 手 順
1. 本書全てを読みます。ただし Activity の実施の有無は問いませんが、できれば全ての Activity を実施してから取り組んでください
  2. 以下について記入します。

本書を読んで良かった点、学びや気づきをご記入ください。

3. 上記の記載内容について以下までフィードバックを寄せてください。

- 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会  
〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 3 階  
TEL : 086-226-2835 FAX : 086-225-6602  
E-mail : chiiki@fukushiokayama.or.jp

## 災害時のソーシャルワークを学ぶためのコンテンツ

学びを深めるための 15 のアクティビティ

---

令和 5 (2023) 年 3 月

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会